議事日程(第5号)

平成29年9月15日(金曜日) 午前10時 開議(決算審査特別委員会)

日程第 1 ※決算審查特別委員会

議第60号 平成28年度遊佐町各会計歳入歳出決算の認定について

認第 1号 平成28年度遊佐町一般会計歳入歳出決算

認第 2号 平成28年度遊佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算

認第 3号 平成28年度遊佐町簡易水道特別会計歳入歳出決算

認第 4号 平成28年度遊佐町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算

認第 5号 平成28年度遊佐町地域集落排水事業特別会計歳入歳出決算

認第 6号 平成28年度遊佐町介護保険特別会計歳入歳出決算

認第 7号 平成28年度遊佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

認第 8号 平成28年度遊佐町水道事業会計決算

 \mathcal{L}

本日の会議に付した事件

(議事日程第5号に同じ)

X

出欠席委員氏名

応招委員 11名

出席委員 11名

1番	齋	藤		武	君	2番	松	永	裕	美	君
3番	菅	原	和	幸	君	4番	筒	井	義	昭	君
5番	土	門	勝	子	君	6番	赤	塚	英	_	君
7番	阿	部	満	吉	君	8番	佐	藤	智	則	君
9番	髙	橋	冠	治	君	10番	土	門	治	明	君

11番 斎藤弥志夫君

欠席委員 なし

\$

説明のため出席した者職氏名

町 툱 時 田 博 機 君 副 町 長 本 宮 茂 樹 君 総務課長 池 田 与 四 也 君 企 画 課 長 堀 修 君 産業 課長 佐 藤 廉 造 君 地域生活課長 Ш 俣 雄 君 健康福祉課長 髙 橋 務 君 町民課長 中 Ш Ξ 彦 君 教育委員長 会計管理者 髙 橋 晃 弘 君 渡 邉 宗 谷 君 教育委員会 育 툱 那 須 栄 君 佐 藤 啓 之 君 教 **贅举蘉理爨**員镸 充 農業委員会会長 佐 藤 君 佐 藤 正 喜 君 委 員 長

代表監査委員 金 野 周 悦 君

\$

出席した事務局職員

局 長 富樫博樹 議事係長 鳥海広行 書 記 髙橋和則

 $\frac{1}{2}$

決算審査特別委員会

委員長(松永裕美君) おはようございます。ただいまより決算審査特別委員会を開きます。

(午前10時)

委員長(松永裕美君) 本日の委員の出席状況は、全員出席しております。

なお、説明員としましては、全員出席しておりますので、ご報告いたします。

上衣は自由にしてください。

これより本日の議事日程により、延会前に引き続き決算の審査を行いますが、質疑に際しましては簡明 にお願いいたします。

また、当局の答弁も同様、審査の進行にご協力をお願いいたします。

直ちに審査に入ります。

8番、佐藤智則委員。

8 番(佐藤智則君) 自分からも、では平成28年度の一般会計の歳出のほうでページの順を追って伺いますので、よろしくお願いいたします。

最初に、51ページの環境衛生費の中の13委託料、その委託料の中で上から6番目、斎場庭園管理委託料23万7,600円、これについて説明願います。

委員長(松永裕美君) 川俣地域生活課長。

地域生活課長(川俣雄二君) お答えをします。

この費用につきましては、斎場敷地内にある河川寄りのほうに庭園といいますか、庭があります。そこの部分について、町内業者に委託をして中にある草木の剪定とか、そういったところの作業をしていただくための費用として支出をしたものでございます。

委員長(松永裕美君) 8番、佐藤智則委員。

8 番(佐藤智則君) 今自分の耳の聞き違いでなければ、中の庭園ということの理解だけでよろしいのでしょうか。

委員長(松永裕美君) 川俣地域生活課長。

地域生活課長(川俣雄二君) この中には、斎場の周りにさまざまな木がありますけれども、そこの部分 についても若干入っているかもしれませんけれども、主には中にある庭園部分の木、そういったものを整備をしてまいっております。

委員長(松永裕美君) 8番、佐藤智則委員。

8 番(佐藤智則君) 自分がこれから質問しようと思っていることは、それから外れたところ、いわゆる外周にもずっと生け垣とかありますよの。それも含むという意味、それともそれはまた違う業者が管理 委託していますよということなのか。

委員長(松永裕美君) 川俣地域生活課長。

地域生活課長(川俣雄二君) それも含むという考え方でよろしいかと思います。

委員長(松永裕美君) 8番、佐藤智則委員。

8 番(佐藤智則君) これは、いわゆるいろいろと木々いろんな植物があそこに、中庭の庭園もそう、外周の場合もそう、それから正面入っていきますと、円形のコンクリート造物が2つあって、その中に松の木とか石なんかも置かれているその状況があります。これは、例えば時期的には1年間のうちに何回手入れをしてくださいとか、そういった業者との約束事、回数とかその期間、何月から何月までの間にはこういう手入れをしてくださいねとかという回数とかの、そういった決め事がありますか。

委員長(松永裕美君) 川俣地域生活課長。

地域生活課長(川俣雄二君) 回数としてとか期間について、ちょっと今契約書私の手元になくて詳細についてはお答えできませんけれども、こちらで調査の上でお答えしたいと思います。

委員長(松永裕美君) 8番、佐藤智則委員。

8 番(佐藤智則君) 何でこうやって根掘り葉掘り的に伺うかということですけれども、実は町民の皆さんも、あそこの斎場を利用するということは、亡くなった方があそこで火葬されるべく施設であります。ご家族とか親戚とかお友達とか、いろんな方々が今生の別れということであそこに来られる方もいっぱいおられる。その方々の意見と思って聞いてください。中に入ってあそこの敷地内に入っていったときに、外のいわゆる生け垣、ずっと回っていますよね、あの敷地内。その生け垣の中に樹木がぽつん、ぽつんと入っています。入ったときの左側の生け垣、そこの2番目が恐らく松の木だと思うのですが、枯れていま

すよね。かなり前から枯れている樹木があそこにずっとあるのです。というのは、その町民の方のお話は 今生の別れとなるべく斎場に来て、それはよく整っているねということは理想的なのだけれども、あの状 況は何なのでしょうという。土台寂しくて、今生の別れを耐えに耐えて斎場に来ている。その中で枯れ松、 松だと思いますけれども、枯れている樹木がそこにあるというのは悲しいものだ、おっしゃるのです。そ のとおりだなと思って、私もその後にやっぱり百聞は一見にしかず、自分の眼で見てみよう。見てみまし た。やはり枯れている松があります。まだ残っているのか。あるいは、話を聞いたのが大分前ですから、 まだあの松がそのまんま、枯れたまんまで残っているのかなと思ってきのうも行って見ましたら、やはり まだありました。やはりああいうのは、私は最後の別れをする状況にあり、いろんな意味で環境、施設、 そういったものがいい斎場ですねと言われて、これはごもっともな話であって、むしろ町民皆さんからあ れは寂しいことだ。どういう手入れなさっているのでしょうかねと言われるような苦言を申されることは、 私は極力あってはならない場所だ、そんなふうに思うのですが、いかがでしょう。

委員長(松永裕美君) 川俣地域生活課長。

地域生活課長(川俣雄二君) おっしゃるとおりだと思います。こちらのほうで管理すべき施設の周りの そういった樹木等についても、当然こちらでしっかりと管理をして、利用される方の気持ちも考えた上で そういった整備をするべきであろうというふうに考えますので、行き届いていない点あったかと思います。 この辺については、注意して今後管理していきたいというふうに考えます。

委員長(松永裕美君) 8番、佐藤智則委員。

8 番(佐藤智則君) 今申し上げたことは、行ってみればすぐわかるように既成の事実でありますから、 今課長が申されたようにやはり現状を見て、町民の心も酌んでやってください、そんなふうにお願いをい たしたい、こういうふうに思います。

次参ります。次は、57ページの農業振興費の中の19節負担金補助及び交付金、たくさん備考欄にあります。その中の備考欄の一番下、山形県有害鳥獣被害軽減モデル事業補助金20万円とあります。このことについて説明を求めます。

委員長(松永裕美君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤廉造君) お答えいたします。

まず、この事業につきましては、28年度からの事業ということでございました。事業の中身としましては、場所で言えば升川地内ということになりますけれども、そこでカモシカの食害による桑畑、養蚕を営んでいる方ですけれども、桑畑にその食害があるということがございまして、圃場3カ所に分かれているようでしたけれども、周囲850メートルほどありました。主に電気柵を張りめぐらせてその食害防止を図った事業ということでございます。これについては、県のほうの補助も入っております。県の補助が10万円、町が10万円ということで、総事業費としては66万円ほどかかるのですけれども、あとの46万円はそこの受益者負担ということになりますけれども、そういった事業の内訳でございます。

委員長(松永裕美君) 8番、佐藤智則委員。

8 番(佐藤智則君) 大変よく理解できました。升川でいわゆる蚕を飼育する方がおられますので、その蚕のための桑の食害がカモシカによってあるのだと。電気柵をいわゆるモデルケースとしてやったということだということでありますよね。

今課長から説明の中であったように、これは28年度の事業、私もでは27年はどうだったのかなというようなあたりで、前年度の決算をずっとひもといて見てみましたけれども、ありません。説明のように、28年度からのものですよということ。27年までは、いろいろとこの説明、備考欄に猟友会のいわゆる補助金5万円というのは毎年のります。ことしやはりこの備考欄に載ったのが今の私が尋ねたこの山形県有害鳥獣軽減モデル事業と、それから鳥獣被害防止対策協議会補助金10万円、これも以前からあったのだったかなかったのだったか、ちょっと自分自信ないものですから、伺います。

委員長(松永裕美君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤廉造君) お答えいたします。

遊佐町鳥獣防止対策協議会補助金につきましては、これも28年度からの事業でございました。この防止対策計画を遊佐町の計画をつくりまして、猟友会の方をまずは主体としまして、鳥海山でありますとか、その鉄砲所持の関係で警察の関係もございますけれども、そういった方々構成員としまして協議会を発足して、その背景には今のカモシカ以外にハクビシンでありますとか、熊の被害が多いということで、そういった背景がございまして、その協議会を28年度から設立して、例えば捕獲用のわなをかけるでありますとか、あとはそういった防止対策の研修会、いろいろ県や国でも実施されております。そういったものに参加するというような目的で設立された協議会でございます。

委員長(松永裕美君) 8番、佐藤智則委員。

8 番(佐藤智則君) いろいろやはり鳥獣被害というのは、ネットの世界でもすぐ出てくるし、その出てくる量が莫大なほど出てきます。というぐらい日本全国この鳥獣の被害というのが増してきているのです、被害が。そういった状況において、これは備えあれば憂いなしと言ってもよろしいのではないかと思いますけれども、被害が拡大してから対応をとるということの前に、やはりあるべきものは、被害の小さいうちに講ずることによって拡大する状況が緩和されるというか、余り極度な被害の状況が発生しにくい。予防にまさる何とかはなしと言うぐらいですから、やっぱり初期的なうちに対応するということが大事な、また大切なことだと思うのですが、いかがでしょうか。

委員長(松永裕美君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤廉造君) お答えいたします。

鳥獣被害、今委員がおっしゃっておりましたとおり被害が年々拡大しているということと、それから有害鳥獣のその種類がまたたくさんふえてきているのではないかという危惧がございます。イノシシなども、八幡町で発見されたということがあって、28年、昨年度に広野で孟宗竹荒らされるというようなこともございまして、足跡からイノシシではないかと判断されるというようなことと、あと鹿についても、ことしに入りまして下屋敷である程度の、吹浦の下屋敷ですけれども、群れを見たという方もございます。そういったこともございまして、その被害の量と種類もふえてきているということでございますので、こうした防止計画のほうにもそういった有害鳥獣の種類、今種類載っていますけれども、それにつけ加えて予防措置をとっていかなければならないという思いでございます。

委員長(松永裕美君) 8番、佐藤智則委員。

8 番(佐藤智則君) 予防措置、具体的には猟友会の皆さんの協力なくしてでき得ないわけですから、 それプラスやはり地域住民も一緒になってそういったことの対策に当たる、そういったことに講ずるとい うようなこともまた大事なことではないかな、こんなふうに思います。これからそういった遊佐町での対策を講じていくにしても、今申し上げたように、ただ猟友会にお任せすれば行政と一緒になってやってくれるであろうということではなしに、やはりもっといろいろ町民皆さんにも知らしめて、こういう状況にあります。皆さんで協力し合いながら、こういった対策を一緒にやっていきましょうねというような狙いどころがやっぱりないとだめなのかな、こんなふうに思いますので、よろしくお願いしたい。

この項目の最後に、さっきハクビシンという、それから鹿もイノシシもという多種に何かあらわれて、 出没している状況だということなのですけれども、ちなみにハクビシンは、28年における捕獲した状況と いうのはどうですか。

委員長(松永裕美君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤廉造君) ハクビシンにつきましては、町でその目撃情報などは寄せられていましたけれ ども、町のほうで何か例えば猟友会のほうに働きかけて、防止対策協議会のほうに働きかけてというよう なでの捕獲はなかったということでございます。

委員長(松永裕美君) 8番、佐藤智則委員。

8 番(佐藤智則君) それでは、次参ります。

59ページに目が農地費の19節負担金補助及び交付金の中にこういうのがあります。小水力発電施設整備事業負担金(月光川)1,100万円、これについて説明いただきます。

委員長(松永裕美君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤廉造君) お答えいたします。

月光川地区の小水力発電施設整備ただいま行っておりますけれども、28年度の事業の中身としましては発電本体、発電機、タービン機を置く本体の建屋を建造したというものに3,374万4,000円、あとそれに伴いまして水を引いてくる導水管工で1,882万4,000円、あと発電装置の設置工事、本体を建屋の中に入れる設置工事費として5,743万2,000円ということで、計1億1,000万円の町の負担が1割、10%ということでございますので、1,100万円という工事費の内容になっております。

委員長(松永裕美君) 8番、佐藤智則委員。

8 番(佐藤智則君) 28年度の今の状況ですけれども、この工事は平成29年の12月までの工期でしたよね、たしか。ということは、工期が29年12月ということですので、29年度、3月までありますけれども、年度で運用開始できるとか、いやいや、もっと先ですね、そういった計画はどうなっているのでしょうか、その運用開始時期は。

委員長(松永裕美君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤廉造君) 工事につきましては、計画そのものはもっと早く終わる予定だったのですが、 途中で国、県の予算もなかなかハード部が伸び悩んだということで29年度まで来たわけですけれども、工事については29年度末、29年度いっぱいで完成をする予定であります。

ただし、操業、運用のほうはいろいろ試験期間とかございまして、来年度に入りまして 6 月ごろになろうかという計画になっています。

委員長(松永裕美君) 8番、佐藤智則委員。

8 番(佐藤智則君) いろいろと説明以前受けましたが、現場で。自分自身の頭の中に入れたのが自信

がないものですから、再度伺いますけれども、この発電をした電力、これはすべからく全部売電ですか。

委員長(松永裕美君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤廉造君) お答えいたします。

発電した電力は、全て東北電力さんへの売電ということになっております。

委員長(松永裕美君) 8番、佐藤智則委員。

8 番(佐藤智則君) ではもう一つ、月光川水系、それから高瀬川のほうの計画もたしかあるやに思っていますが、いわゆる下当集落の上のほうに設置の計画はたしかあったのではなかったか。現況が全然そういった見えてきませんので、あの計画はあるやなしや。あるとしたらいつごろから始まるのか、その辺伺います。

委員長(松永裕美君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤廉造君) お答えします。

今の委員のお話は、東山の通称ガン坂と申しますけれども、そこの斜面地のほうの水路のほうへ水力発電用の水車を施工して発電を行うといった内容でございます。この計画については、今も計画存続しております。この事業についても、なかなか予算がつかないということで、発注の時期というかおくれていましたけれども、まず29年度、今年度事業として事業採択がされているということで、本格的には30年度からの施工ということになろうと思います。

委員長(松永裕美君) 8番、佐藤智則委員。

8 番(佐藤智則君) 恐らく自分もあそこのガン坂のいわゆる用水路の水量、状況はほぼ知っていますけれども、そんなに多い水量ではありません。その中で小水力発電を設置しようということであれば、さっきの月光川の、今課長は運用は大体6月ごろになるのかなというような、そういうお話でありましたけれども、規模的にも違うのだと思うのです。月光川とあの下当集落の上のほう、いわゆるガン坂周辺に設置しようとしている計画。設置するその施設容量というか、内容は例えば水力をもっての小電力を起こすわけですから、それは何キロワットとか、そういうような施設規模は、今からの計画の中ではちゃんと出ているわけでしょう。

委員長(松永裕美君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤廉造君) お答えいたします。

発電能力については平津のほうが、これマックス値でありますけれども、76キロワットほどございます。 ガン坂のほうは、最大出力で40キロワットと、能力のほうはそういった発電計画であります。

委員長(松永裕美君) 8番、佐藤智則委員。

8 番(佐藤智則君) 時代的に再生可能エネルギーというのがいろいろと問題になったり、いろいろと 捉える場合、また議論伯仲して白紙に戻るような状況も聞くやにありますけれども、その中でも水力を利 用して発電をしようという計画は、私は自然の恵みを共有しながら、同じ例えば太陽光にしても風力にし てもそうですけれども、その中でもやはり安全性等々から鑑みても、とても立地条件に合った小水力発電 の計画だ。できたときの状況をぜひ早く見たり聞いたりしたいものだな、そんなことで計画が推進されま すこと希望いたしております。

次参ります。次が61ページの林業費の13節委託料の備考欄の下から2つ目に、撫育委託料とありますよ

ね、撫育委託料761万9,320円。撫育委託料とはどういうものかお聞きしたい。

委員長(松永裕美君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤廉造君) お答えいたします。

この事業につきましては、事業名としましては森林景観整備事業ということでございます。どういった事業かと申しますと、その名のとおり公有道路、公有地でありますとか、道路の脇の辺で非常に木が鬱蒼として荒れたりして通行などにも障害があるし、見場も大変悪いとか、そういった荒廃と余り手入れが行われていない森林について、景観をよくしようということで行う事業でございまして、28年度までそういった事業をこの中身でやってございます。

ちょっと蛇足なのですが、28年度については、この事業を西山地内の景観整備事業に振りかえまして、 西山地内の主に松くい等で景観が損なわれている林について事業を行ったという内容でございます。この 緑環境税の交付金事業なってございまして、28年度は今申し上げましたとおり、松くいの伐倒のほうに支 出させていただいたというような内容でございます。

委員長(松永裕美君) 8番、佐藤智則委員。

8 番(佐藤智則君) いろいろクロマツの樹林帯を守る、管理する。それから、その管理の中でも、いろいろと松くい虫の被害等の状況においては伐倒したり薫蒸したり、いろんなことを講じております。その中で、景観というのは誰の目にもとまるわけですから、そういったことでやはりきれいにする、そういったきれいな状況に戻す。そしてまた、植えるところには植えるというようなことは、その時々のその状況にある理解者、協力者、事業主体、いろんな人方がみんなでこういうふうにということで一緒に汗を流すということをやっぱり求める状況にあって、そういったボランティアも、いろんな砂丘地砂防林の整備推進協議会を筆頭にしてやっていることも事実であります。やっぱり長く、単年度でこういうことは終わりましたよということは、まず自分考えて決してない。ずっと継続してこういった事業の理解者から協力をしていただかないとならない事業と思いますので、やはりみんなで遊佐町を守るのだという気概を持って理解をしてくれる人、そういった人方がこれからも多く協力者がおられることを望みたい。そのためには、やっぱりいろいろとその都度広報なんかにも報告がありますけれども、町民の皆さんへのいろいろ広報をもってお伝えをするということなんかも、これも大切なことだなと思いますので、よろしく啓発、それから実際の現場においてのご協力、そういったものはずっと継続して皆さんからいただかないと、この事業というのはまず成り立たない。事業継続がならないのだということだと思いますが、何かいろんなことしゃべってしまったので、それに違いないと私は思うのですが、いかがでしょうか。

委員長(松永裕美君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤廉造君) お答えいたします。

松くい虫被害もありますし、また遊佐町ではナラ枯れも量は内陸ほどはないわけですけれども、そういった発生もございます。松くい虫については西山から、吹浦のほうの海岸林のほうもまた散見されるという状況でありますので、そういった保安林関係も県とも連携しながら、また森林管理署も連携しながら、景観整備、景観をよくするということは、そういった病害虫でありますとか、いろんな被害木の撲滅ということと連動すると思いますので、引き続きそういった事業に努めてまいりたいというふうに思います。

委員長(松永裕美君) 8番、佐藤智則委員。

8 番(佐藤智則君) よろしくお願いしたい。

次、63ページのこれは水産業費の19節負担金補助及び交付金の中の備考欄に、ちょうど備考欄の真ん中 ぐらいのところに水産多面的機能発揮対策事業補助金75万4,500円、この内訳。

委員長(松永裕美君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤廉造君) お答えいたします。

この事業につきましては、遊佐町海づくりの会が事業実施主体となりまして、藻場造成、これは女鹿と三崎の間のところでやってございますけれども、それから場所は鳥崎のほうでもやっております。そういった藻場造成をやっているものと、それから日向川河口付近で干潟やヨシ帯の保全ということで、そういった事業を行っている事業です。これにつきましては、国の交付金が503万円ほどこの事業のほうに出ておりまして、庄内の水産にかかわる2市1町でこういった内容の協議会は鶴岡市、酒田市含めて立ち上げておりまして、それぞれの地区でその環境保全という側面から、またそれが例えば藻場保全でありましたり、その水産資源の保護、それから干潟であればヨシ帯の環境保全で、それからそういったシジミ貝等の放流による水質浄化というような件で、そういった事業に取り組んでいる内容で、この交付金の503万円の15%を町が負担しているという内容でございます。

委員長(松永裕美君) 8番、佐藤智則委員。

8 番(佐藤智則君) 藻場造成とか日向川とか干潟、今はもちろんそれははっきり言えば密漁になるからできませんけれども、自分らは結構中学とか若いころには日向川行くと、日向川の河口に入れば即もうシジミでいっぱいで、足にさわって手で探るとすぐとれる、そんなものでした。ところが、一時期水質か何かわかりませんが、何かいなくなったというようなこともあったりして、そういったそこに従来はすんでいるべき生き物、そういったものを復活させるということは、とても大変でしょうけれども、大変なエネルギーが必要なのでしょうけれども、大事なことなのだなと私も思いますから、こういった実験的なことを通して成果が上がること、やはり期待をしたいと思います。そこで、吹浦のというより、遊佐町の漁業というのは、やっぱり将来的にも育てる漁業がなおさらこれからの時代もう必要視、重要視される時代になっていくことは間違いないと思います。そんな中で、藻場、岩ガキの調査研究とか、やっぱり今後の育てる事業に欠かすことのできないことでありますので、よき進捗により活性化する遊佐町漁業でありますことを切望いたしますということで、この項は終わります、皆さん頑張っておられますので。

それから、同じ備考欄に、備考欄の中の下から5番目、これ金額大きいです。産地水産業強化支援事業 水産業強化対策整備交付金、大変長い事業名ですけれども、2億154万4,000円という金額の事業数値、こ れは一体何なのでしょうか。

委員長(松永裕美君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤廉造君) お答えします。

事業名が国の補助名で非常に長い事業名になってございますけれども、中身につきましては、升川サケ ふ化場の更新工事に伴う補助金でございます。工事につきましては、飼育室でありますとか養魚池、そう いったもの、全部一新しましたけれども、その中で総事業費が 2 億8,300万円ちょっとになりまして、その 2 分の 1 の 1 億4,154万4,000円が国庫補助分でございます。それから、県と町でそれぞれ定額補助の 3,000万円ということで、6,000万円をここに上乗せしているという関係で、先ほどの国庫補助と総額で 2

億154万4,000円の補助となったもので、そういった設備整備工事への補助金ということになります。

委員長(松永裕美君) 8番、佐藤智則委員。

8 番(佐藤智則君) ことしの3月、北海道の北見漁協初め皆さんも大勢いらしていただいて竣工式を 挙行されましたけれども、自分も当時は文教産建の委員でありましたものですから、北海道に現状はどう たるやということで視察を行っていろいろとお聞きをし、勉強してまいりました。その中で、竣工のとき の北海道の漁業者の皆さんはうん、いいできだと褒めておりました。

ちょっと余談に近くなりますけれども、そんな稚魚が人が行ったら寄ってくるような稚魚ではだめだ。深みにどんどん逃げるような稚魚を育てなければだめなのだ。大海に出たって、そんな食われてしまってだめなのだということから、遊漁用地では、あっ、人が来たとか、何か来たということになると深みに入っていく、そういったことのために従来の遊漁地の倍あるのです、あの深さが1メートル。だから、そういうようなことを取り入れて、将来のサケのふ化事業、ふ化というものに将来を見出そうとする滝渕川の漁業者の組合の皆さんには敬意を表したい。また、ほかのふ化場の皆さんも、いろんな意味でそれを参考にしてやっぱり将来の月光川水系のサケの遡上、何か将来的にはあそこの滝渕川だけでもいいふ化をして、そして稚魚が生まれて放流されたときにいい成績の状態であれば、17万尾でしたか恐らく遡上するのではないだろうか、そんなふうなことを北海道の皆さんも言っていましたが、将来本当に楽しみだ。この施設はいい。いい稚魚の育て方をしている、太鼓判と言ってもよろしいかと思うぐらいお褒めをいただいておりましたけれども、そんな中でぜひともこの事業もこれだけの思いの中でしっかりと1年、1年。というのは、ことし放流したばかりですから、あの新しいふ化場で。もう3年後、どういうような遡上を見せるものなのか、母川に帰ってくるのか、その辺あたりが楽しみにしております。この項はこれで終わります。では次、71ページに道路橋梁費というのがあります。それの節が7節賃金、作業員賃金211万2,688円、では次、71ページに道路橋梁費というのがあります。それの節が7節賃金、作業員賃金211万2,688円、

支出済額とありますけれども、この内容。 委員長(松永裕美君) 川俣地域生活課長。

地域生活課長(川俣雄二君) お答えします。

その前に、先ほど答弁保留していた件についてお答えを申し上げます。遊佐町斎場樹木剪定業務委託ということで、平成28年度につきましては、8月18日から25日の間現地を確認した状況で担当者がその業者に業務を委託したという、この短期間で実施をしていただいております。今問題にされているこの枯損木、これについては今年度確認をしており、業者のほうにはお願いをしているところでございますけれども、まだ現在処理されていないという状況でございますので、町としましては今後適正な管理に努めまして、業者への指導も含めてしっかりとしていきたいというふうに考えています。

また、ただいまの質問ですけれども、道路橋梁費の道路維持費、賃金でございます。道路作業員2人をパトロール等を行うために配置をしておりますが、その費用でございます。パトロールだけではなくて、当然パトロールをしながら橋梁点検、穴埋め、草刈り、さらには動物の死骸回収、こういったものもその作業に含めていただいておりまして、この作業の効果としましては、安全の確保とかあと舗装補修費用の低減、それに結びついているものというふうに考えます。

以上です。

委員長(松永裕美君) 8番、佐藤智則委員。

8 番(佐藤智則君) 結果からお話しして恐縮なのですが、私はこの作業員お二人のふだんから町道見回り、ちょっとしたひびが入っているとか欠損しているとか、そういった状況は自分たちで手直しをして、いろいろ橋梁なんかの目視なんかもやっておる。もっともっと早くやっておればな、そういったことがあってもいい事業だなと思いますが、これでもこうやってやって、実際にその効果、私も私のみならずいろんな町民の皆さんがお電話をしたり、それから実際にそういった作業現場を見たりして、ああ、やっぱり初歩的に手直しをすることによって傷みそのものが進まないね、そういうものをたくさん。というのは、ある意味やっぱり長寿命化の一端だと私思うのです。これからも、やっぱりいろんなあのお二人は大分、もう三、四年になるのか、作業員としてなられて。だから、かなりいろんなことで把握をしている。そんな状況において、やっぱりこれからもこのことにはしっかりと力を入れて、初歩的な手直しとか対応性を持つことによってこういう維持管理ができるのだということでぜひお願いしたいのですが、どうでしょう。委員長(松永裕美君) 川俣地域生活課長。

地域生活課長(川俣雄二君) お答えします。

この道路パトロール、平成25年より業務委託をしております。橋梁の長寿命化が事業始まったわけですけれども、それに向けて日ごろのそのパトロールをするということも重要ということで、町のほうで始めたわけでございますが、お願いしているメンバーは結構年、高齢の方に実質委託をしている関係上、実は今年度1人交代をしております。ただ、こういった業務をやっていただける人が町内にはまだおるということで、我々も情報いただいている関係もありまして、そういった方にお願いをして、この事業については今後も継続していく必要があろうと思いますので、委員おっしゃったようにして、これはある種の予防保全、大きくなる前に少しずつ手を加えることによって、結果としてはその費用を削減していく、そういういい業務ではないのかなというふうに考えております。

委員長(松永裕美君) 8番、佐藤智則委員。

8 番(佐藤智則君) やっぱり大事なセクションを持っている、預かっている方々です。ましてや、いろいろそういった関係では建設会社を退職なされた人とか、いろんな意味でそういった経験を持っておられる方というのは結構おられるのだと思うのです。ですから、何か自分はもう年だからだめだとか、足腰痛くてだめだとかということで、誰か後かわってくれないかというようなことであるならば、いろいろとやっぱり探せばそういった方々というのはおられるのか。そんなことで、適切ないろんな対応性を持っていただきたい、そんなことでよろしくお願いします。

それから、この款項目の中で、14節使用料及び賃借料の中の除雪機械格納庫賃借料168万円、これは去年と同額ですけれども、例のあそこの大きな倉庫みたいなところに保管をさせてもらっているわけですよね。今現状からして、その後の計画というのはどう進んでいますか。

委員長(松永裕美君) 川俣地域生活課長。

地域生活課長(川俣雄二君) お答えします。

この格納庫の賃借料については、平成25年の12月より借り上げをして格納させていただいているわけでございます。重機、除雪車の管理の徹底、そして要は雨ざらしになれば当然老朽化も進むということの考えもありまして、この格納庫を借り上げて納めているわけですけれども、この借り上げにつきましても、いつまでも業者の持っているものを借り上げているわけにもいかないということから、町としては格納庫

の新設を予定をしております。計画としましては、今年度調査、設計を行い、来年度、平成30年度には格納庫の建設を予定をしております。そのため、この借り上げにつきましては、長くても30年度いっぱいという形になろうかと思います。

委員長(松永裕美君) 8番、佐藤智則委員。

8 番(佐藤智則君) いろんな意味で、今後のことについてのスタートラインにはついたなということですよね。

もう時間も5分しかありませんので、もう一つだけ。同じページの一番下、18節、除雪機械購入費とあります。3,209万1,120円とありますけれども、除雪機械の購入費ですから、また何トン級、何トン級、何台とかということであろうと思っているのですけれども、それでありましたらその購入する何トン級何台、それをちょっと教えていただけませんか。

委員長(松永裕美君) 川俣地域生活課長。

地域生活課長(川俣雄二君) お答えします。

町で所有する除雪機械、これまで18台ございました。そのうちの1台を平成28年度に更新ということで購入、さらに2台を増強という形で購入、合わせて3台購入しておりますけれども、更新につきましては11トン級のドーザーを更新という形で考えております。そして、8トン級2台、これについては増強ということで、現在は全部で18台を町が保有している形になりまして、今年度この全18台をもって、プラス業者の保有している重機とあわせて除雪に当たりたいというふうに考えておるところでございます。

委員長(松永裕美君) 8番、佐藤智則委員。

8 番(佐藤智則君) では、これで一通り除雪体制は整ったというような捉え方でよろしいでしょうか。 委員長(松永裕美君) 川俣地域生活課長。

地域生活課長(川俣雄二君) 振興計画上からいいましても、一旦はこれで終了。ただ、当然年数がたつにつれて、現在使用している重機についても10年超えの機械が何台もありますので、そういったものが経年によって更新が必要になれば、改めてまた計画の中に入れて更新をしていくという形になります。

委員長(松永裕美君) これで8番、佐藤智則委員の質疑を終了いたします。

9番、髙橋冠治委員。

9 番(髙橋冠治君) それでは、質問させていただきます。

51ページからいきたいと思います。51ページの15節工事請負費ということで、この施設整備工事費とあります、336万円何がし。この工事というのは、どういう工事なのか伺います。

委員長(松永裕美君) 川俣地域生活課長。

地域生活課長(川俣雄二君) お答えします。

施設整備工事費333万6,120円、この内容でございますけれども、八ツ面川の管理に関する施設の工事、そして斎場の管理に関係する工事、さらにはマイクロ水力発電実証事業、これについては昨年度も議会の中でご報告しましたが、それに関するもの、そして斎場施設整備に係るもの、この大きく分けて4つの工事ですが、その詳細について申し上げますと、八ツ面川の施設管理については、八ツ面川の保全池のしゅんせつ工事、これが129万6,000円、それから八ツ面川保全池水車の仮復旧に16万2,000円、そして八ツ面川保全池水車改修工事35万6,400円、あと斎場管理のほうでいきますと、斎場の入り口の部分にあります

横断側溝、これの補修工事に64万8,000円、そしてマイクロ水力発電の撤去47万4,120円、それから斎場の 自動ドアの修繕工事39万9,000円となっております。

委員長(松永裕美君) 9番、髙橋冠治委員。

9 番(髙橋冠治君) 工事費と書いてあったので、等がついていれば詳細だったのですが、工事費とあったので、1つのものかなと思ってお聞きしたところであります。説明によれば、八ツ面川、斎場、マイク口発電ということで、このマイク口発電、これたしか中学校のスクールバスの車庫の手前の水路に設置したわけです。これ何年経過しておりますか。

委員長(松永裕美君) 川俣地域生活課長。

地域生活課長(川俣雄二君) お答えします。

平成22年に設置をしてこの小水力の実証実験を行ったということでございますので、28年度まで利用したことになりますので、7年ですかという形になっております。

委員長(松永裕美君) 9番、髙橋冠治委員。

9 番(髙橋冠治君) 実験という話で、たしか中学校まで行く間のその防犯灯の明かりをこの水力でともしたということであります。実証実験が終わって撤去したということは、そのランニングコストがかかるので、撤去したのか、それとも非常に効率がいいので、残しておくべきのものでもあるのにかかわらず、いろんな事情であって撤去したのか。今までどういうその結果が得られたのか、その辺伺います。

委員長(松永裕美君) 川俣地域生活課長。

地域生活課長(川俣雄二君) お答えします。

まず、簡単に言えばランニングコストが高過ぎて、発電をした電気を通路の照明の電気代としてのみ使っていた関係からいけば、全然合わないということでございます。それだけではなくて、あの施設につきましては、中学校の生徒の学習教材という形で当初は利用されていたというふうに聞いております。また、小水力という形で水路、ああいったところで発電するものもその当時脚光を浴びていたということもありまして、各地区から視察には訪れていたというふうに聞いておりますが、近年では中学校でも教材としては利用をしていないということを聞きました。そういった状況から、維持費がかかり過ぎるということ、それから施設がやはり7年もたちますと老朽化しておりまして、毎年のその維持に当然はね返ってくるわけですけれども、そういったことを考えると、この際実証試験という形ではある程度の成果を得たという考え方から、今回は撤去しようということで、昨年度補正予算を組ませていただいて撤去したところでございます。

委員長(松永裕美君) 9番、髙橋冠治委員。

9 番(髙橋冠治君) 実証実験である程度の結果を得たということでありますが、ある程度の結果というのは、何ともならないという結果です。中学校の教材にも最初は使ったということでありますが、そういう結果が出れば出たなりに、中学校にあった施設なので、中学校のほうにはどういう結果でこういうものだと。なので、これぐらいのことはやらないほういいという話をするのか、教材として。実証実験なので、本格的にやらないとやはりそのランニングコストがかかって経営的には無理だ。あくまでも、実験に終わるということになります。なので、撤去はいいのですけれども、実験したので、その結果はしっかりそのランニングコスト含めて公表したほうが、実証実験なので、したほうがいいのかなと思います。した、

していない。まず、しっかり数字を出していただいて、こういう場合はこうだったと、それはしっかりし てほしいなというふうに思いますが、どうでしょうか。

委員長(松永裕美君) 川俣地域生活課長。

地域生活課長(川俣雄二君) お答えします。

実証実験ということであります。これは、クリーンエネルギーの地域資源を把握して低酸素社会をつくり、地域の持久力と地域主導型社会への転換を目指すということで検証したわけでございます。これについては、平成22年の1月に提案募集、そして市町村99カ所採択、そのうちの1カ所が遊佐町、10分の10の補助の事業という形で行われておりますけれども、実質実際この事業そのものについては1年で終了している。実証事業そのものについては、1年で終わっている。ただ、その後この発電機そのものについては、町のほうで購入するような形にしてこれまでずっと教材として利用してきている。その1年の実証事業ですので、その事業が終了した段階では公表しているというふうに聞いております。

委員長(松永裕美君) 9番、髙橋冠治委員。

9 番(髙橋冠治君) 1年の実証試験のときは公表していると。ただ、やはりそういうものは1年で終わるものではないと私は思っています、幾ら単年度試験と言われても。なので、やっぱり長年使ってこういうことでしたというものは示すべきだと私は思っています。なおさら、やはりランニングコストの部分で、町が買い上げてこの残りの6年間は町の予算でそれを行ったのですから、そこはそれなりにしっかりデータを出してほしいなというふうに思っております。それでは、この項は終わります。

その下の19節の、51ページです。負担金補助及び交付金、これページまたぎになります。この中に、県の合併浄化槽の負担金だとか、定額の負担金もありますし、猫、それから動物保護団体の支援、それから大きいのは合併浄化槽の設置補助ということでありますが、全体を見ると負担金補助及び交付金の不用額が44.2%があるのですが、主にこの不用額に関する大きな事業というのはどういう事業なのか伺います。

委員長(松永裕美君) 川俣地域生活課長。

地域生活課長(川俣雄二君) ただいまの当初予算との比較関係が、一つ一つの事業についての比較ちょっと今資料照らし合わせできませんので、あれですけれども、結果というか実績として私が持っている資料しかちょっと今現在はないのですけれども、中身としては、合併処理浄化槽の協議会への負担金が7,100円、そして環境基本計画推進事業が6万円、これについては自治体会議への参加に関するもの、そして合併処理浄化槽に関していえば201万9,000円、これについては7人槽の浄化槽が1基、5人槽の浄化槽が2基整備をしていただいておりますけれども、それに対する補助という形になっております。

そのほか、大きいものでいけば再生可能エネルギーの普及推進事業ということで、太陽光が5件、まきストーブが2件となります。そして、新規で行いました猫避妊・去勢手術補助金、これについては30万7,000円ですけれども、それぞれ内容を言いますと、雄の去勢が23件、雌の避妊が24件となっており、さらにこの動物保護団体活動への支援ということで25万円ほど支給をしている、内容的にはこういう内容となっておりまして、一つ一つの当初の見込みに対する差額について、今ちょっと資料がないということでございます。

委員長(松永裕美君) 9番、髙橋冠治委員。

9 番(髙橋冠治君) 大きいやつは、合併浄化槽のその設置のための補助ということです。 7 人槽が 1

つで5人槽が2つということでありますが、公共下水もそうなのですが、接続率の問題は、工事をやるたびに必ず出てくる話でありますが、合併浄化槽地域も山手、それから海岸の近くとか、そういうところが今合併浄化槽の指定地域になって、そこでやっているわけであります。なかなか状況の悪いところに合併浄化槽設置ということなので、当然その平場の何もないところにあの大きい合併浄化槽を設置するのと違って、やはり山間部の傾斜地だとか、それから海岸端の敷地が狭いところだとか、かなり条件が悪いというふうに私は思っております。その条件を含めた補助金体制であるべきと思うのですが、その辺どのような勘案しておりましたか、ちょっとお聞きします。

委員長(松永裕美君) 川俣地域生活課長。

地域生活課長(川俣雄二君) お答えします。

合併処理浄化槽の事業につきましては、町の持ち出しはもちろんありますし、あと国及び県から支出をしていただいております。以前から比べればかなりの補助率のアップとなっておりまして、最近の設置状況については、我々としてみれば以前と比べてどうしても見てしまうものですから、対応は十分できているのかなというふうに考えますが、今言われたようにしてかなりやっぱりその設置状況によって差が出る。岩場のところに設置をする人、砂地に設置する人、それによっては大きな差が出ることは承知はしておりますが、町としましては、対応についてはどの地区も同じという形で考えております。

委員長(松永裕美君) 9番、髙橋冠治委員。

9 番(髙橋冠治君) 補助金が同一というのは、公平性からいえばそのとおりだと思いますが、先ほどが私が言ったように、かなり条件の悪いところが合併浄化槽地域になっているので、ある程度この辺は勘案していかないと、黙ってもその敷地の前まで公共下水は来るのとやはりかなり条件が違ってきます。なので、もう少しその辺を勘案したやはり補助金体制にしないと、合併浄化槽地域の人方には非常に苦労をかけるのだと私は思っています。この辺は、今は公平だといいますが、それなりのことを考えておかないと、なかなか前に進んでいかないと私は思っております。では、だから変えますとは今課長は言えないはずなので、全体的にそういう方向性をまずは皆さんで考えていってほしいと私は思っておりますが、課長どうでしょうか。

委員長(松永裕美君) 川俣地域生活課長。

地域生活課長(川俣雄二君) お答えします。

今委員のほうからも言っていただきましたけれども、なかなかその条件によってという、それぞれ変えてというのは現状では難しいかと思います。ただ、例えば工事する段階での町のほうで持っている技術的なアドバイスとか、そういったものについてはある程度できるところはあるかと思いますが、金銭的な面で今特にそういったところへの支援をすぐにできるかといえば、簡単ではないというふうに考えます。

委員長(松永裕美君) 9番、髙橋冠治委員。

9 番(髙橋冠治君) まず、今すぐはできないと。技術支援等は、現在も行って支援をしているという ことでありますが、まずこれは一考していただきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

次に、先ほどもありましたが、猫の避妊について、28年度から始まったこの事業です。今委員長をなさっている2番委員の発案でもありまして、この助成金、雄雌が大体同じような数、二十三、四頭でありま

す。最近野良犬がいなくなりました。でも、野良猫は依然として多い。野良猫を引き取って去勢すると、ちょっと耳を切るのです。だから、去勢したというか、そういうものをやった猫というのは、耳を見るとすぐわかるのですが、一番困っているのは野良猫の多さです。そして、野良猫が家庭に入ってきて家の中を荒らすとか、飼い猫にけがをさせて飼い猫が病院に通うとかは結構あって、前に町でもそういう野良猫には餌をやらないようにという話をしておりましたが、なかなかやはり玄関先にずっと座っていられると、どうしても上げたくなるというのが人情でありまして、なかなかその対策が進まないのです。それを何かすると、動物保護団体というのがあって、なかなかそこで矛盾が発するわけなのですが、実際それで大変迷惑している人方もかなりいらっしゃるという話であります。その辺のことをどのように対処したほうがいいのか、なかなかうまい案がないといえばないのですが、どのように対処するのか伺います。

委員長(松永裕美君) 川俣地域生活課長。

地域生活課長(川俣雄二君) お答えします。

動物愛護法の改正などもあって、かなりこの捨て犬、捨て猫、そういったものに対する保護については厳しくなっております。殺処分というのが今までは多くあったわけですけれども、今は保護してください、保健所等に届け出が来ても、飼い主がはっきりしている場合は受け取らず戻す、もしくは受け取っても、さらにそれを次の飼い主を見つけて譲渡するという、そういったことをやる必要が今はあります。県でも、殺処分ゼロを目指してそういった環境整備に向けて行っておりますし、そういった状況を踏まえまして、町としては地域の環境問題、こういったものも含めて動物の愛護、そして地域環境の保全といいますか、そういったところに取り組んだ事業がこの事業でございます。

今後ではこの事業をどういうふうにという形になるわけですけれども、この事業が単なる避妊、去勢ということではなしに、その事業をすることによって地域の人方からこういった事業までやっても、そういった問題を今解決しようとして町が取り組んでいるということを知っていただく、意識を高めるということがやっぱり一番大きいのか。そういう形で、実質避妊、去勢を行うことによって、当然捨て猫が繁殖を繰り返すのも抑えることが少しはできると思いますが、一番大きいのがやはり意識の醸成ではないのかなというふうに考えております。

委員長(松永裕美君) 9番、髙橋冠治委員。

9 番(髙橋冠治君) 意識の問題ということでありますが、そのとおりなのだと思いますが、なかなか 手に負えなくて放置するところもあって、野良猫がふえていくということであります。殺処分ゼロを目指 していくのだということでありまして、それに対して私たちも賛成であります。

ただ、現状として、町民が迷惑をこうむっているという事例がかなりあるということを認識していただいて、そしてやはり下段にあるこの動物保護団体の支援の事業補助金も含めて、この団体等含めて、その捨て猫をしないような運動、そして野良猫に余り餌やると大変になるので、でも餌をやらないと死んでしまうというこのジレンマがありますが、その辺でしっかりとした対応をしていただきたいなというふうに思っております。この項は終わります。

では、55ページ、農業振興費の13節の委託料ということで、ここに指定管理料650万円、大体これさんゆうと思われますが、どうですか。

委員長(松永裕美君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤廉造君) お答えいたします。

この指定管理料につきましては、遊佐町総合交流促進施設のほうへの指定管理料ということでございまして、体験学習促進施設のさんゆうへの指定管理料でございます。

委員長(松永裕美君) 9番、髙橋冠治委員。

9 番(髙橋冠治君) その上の体験農場整備事業ということで、今スキー場とは言わなくて、冬季スポーツレクリエーション施設という話でありますが、そこを含めて650万円の指定管理を行っております。 そこには水くみの人がいっぱいいて、なかなかでも中に入る人がいなくて、土日今おそばまたやり始めまして、それで土日はお客さんが来るようであります。なので、では指定管理料がいっぱいかかるからやめたほうがいいというような後ろ向きの意見ではなくて、650万円指定管理にしているので、やはりもっとその利用する方が多ければいいなというふうに私は思っています。

その水くみのところからあそこの階段を上る人がいることはいるのですが、トイレを借りに来る人がほとんどであって、なかなかそのお土産が売ってこない。なので、もう少し、一時そばも中止した時期があります。そのころは、本当にお客さんも少なくなって、今は再開ということでありますので、何とかこの650万円に対する思いが伝わるような運営をしてほしいなというふうに常々思っておりますが、このまま旧態依然のことをしていれば、そのままなのかなというふうに私は思っておりますので、経営努力というものがありますが、町としてはどのようなスタンスを持っているのか伺います。

委員長(松永裕美君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤廉造君) お答えいたします。

まず、さんゆう、いろんな今委員おっしゃいましたとおり、そばでありますと売り上げあるわけですけれども、そういった意味で山菜等、タケノコ等、そういったものもたくさんあるわけでございます。今直売商品の売り上げ状況を見ますと、野菜の直売のほうで186万円ほどありまして、特産品のほうでは324万6,000円ということで、年額510万円ほど売り上げあるわけでございますけれども、いろんな地域の特産品取り入れた形で売り上げが伸ばせるような配慮をしていきたいというふうには思ってございます。

委員長(松永裕美君) 9番、髙橋冠治委員。

9 番(髙橋冠治君) 前席に社長がいらっしゃることを私忘れておりました。一言社長のご意見も伺いたいと思います。

委員長(松永裕美君) 本宮副町長。

副町長(本宮茂樹君) 副町長としてお話をさせていただきますが、あの施設そのもの、建設の当時については、いろいろな体験含めてその場で特産品のいろいろな取り組みをと期待した部分もございますし、今現在指定管理を受けている状況の中では、水をくみに来る方大変多いです。委員ご指摘のように、なかなかそこから一歩という状況はあるようなのですが、その状況の中でも、あの山合いの地域でとれた産物について非常に楽しみに期待を寄せていただいている方も、いわゆる固定的なファンも含めて、また近隣の市等からおいでになる皆さんは、そういった山でとれた、これからの季節であれば例えばキノコ等々についても非常に関心を持っていただいて、そういったものがとれたら教えてくださいねというようなことは、声をいただいているというふうに伺ってございます。

そういった意味で、目的としてあそこに何かを求めておいでになる方よりも、水を楽しみにくみに来て

いらっしゃる方が実際の中では多いのかなというような気もいたしております。ですから、その水をくみに来た方を少しでもあの施設に寄っていただけるような工夫というものをしながら頑張っていただいているというふうには伺ってございます。今後も、地域の体験農園含めて特色を生かした形で管理運営に当たっていただくということで町としては指定管理をお願いしてございますが、なかなか現実の問題としてはあの施設の収益だけでその運営を賄える状況には至っていないという現実がありますので、少しでもそこのところをお互いに情報を交換をしながら、意見を出し合いながら、その方向性を摸索していければいいのかな、そういう方向で検討していきたいなというふうに思っているところでございます。

委員長(松永裕美君) 9番、髙橋冠治委員。

9 番(髙橋冠治君) では、努力を願うところであります。

次に移ります。65ページに、これは商工振興費の負担金補助及び交付金ということで、町民盆踊り大会 負担金で48万円ほど出資しております。ことしも議会としても出て、町民とともに踊りの輪に入ったわけ なのですが、皆さんお気づきだったでしょうか。そのちょうちん、上に電球があってちょうちんがあるのですが、半分とは言いませんが、3分の1か4割ぐらいは裸電球だったのです。ちょうちんがかぶさっていない状況でずっと続いていたのです。初め私はまだできないものかと思って、いつこれちょうちんみんな張るのだやといったら、いや、予算がなくてこれで終わりだというふうに言われました。これは、商工会の青年部が主催してやる事業でございますので、町は負担金として48万円を支出しております。何で、負担金が足りないのかなというふうに思ったりしたのですが、この辺どう町のほうというか、課長はどういうふうにお考えなのか伺います。

委員長(松永裕美君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤廉造君) お答えいたします。

まず、町民盆踊り大会実行委員会ということで、事務局は商工会さんということで、その構成メンバーの中には町商工会、JA、観光協会、それから町内の企業の協賛ということがございます。その中で、今ご指摘あったというちょうちんと、そういった装飾品でありますとか、消耗品的なものについて老朽化が見られるものであれば、その実態をまず把握して、事務局、実行委員会のほうとどの分を修繕しなければいけないのかという状況を捉まえて、町として負担はどうするか考えていかなければいけないというふうに思っております。

委員長(松永裕美君) 9番、髙橋冠治委員。

9 番(髙橋冠治君) 町の一つの夏の名物に今なっていて、我々議員になったころより大分縮小はしておりますが、やはりあそこに行くと同級会みたいにいろんな人と会えるということで、踊りも見るけれども、同級会みたいなこともしているグループもおります。そういう一つのイベントでありますので、やはりそろうものはそろえて、しっかりやるものはしっかりやってほしいなというふうに思っております。やはり設置して選んでいったときに足りなくなったと。町であれば、補正でもかけて用意するのですが、商工会さんのそれは事業でありますから、町は何とも言えないのですが、やはりせっかくの事業でありますので、しっかりした対応をしてほしいなというふうに踊りながら思ったところであります。では、この対応はよろしくお願いしたいと思います。いいでしょうか。

(何事か声あり)

委員長(松永裕美君) 9番、髙橋冠治委員。

9 番(髙橋冠治君) 課長は、しっかりやるという表情しておりますので、来年はしっかり完璧な明かりのもとで踊れることだと思っております。補助金は同じなのですよね。

では、70ページに行きます。70ページ、委託料ということで、デマンドタクシーのその運行の委託料 2,370万円含めてシステム点検、それからたしか車両の買い上げあったのかなかったのかわかりませんが… …ありました。備品購入費に車両の購入ありました。これを見ると、全体これを足してみますと2,704万 8,107円がかかっております。行政報告書見ると、たしか収入は518万4,950円ということでなって、差し 引き2,186万3,157円というのが町の持ち出しというふうになっております。この状態をどのように考えるのか伺います。

委員長(松永裕美君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤廉造君) 収入と支出の件につきましては、今委員おっしゃられたとおりであると思います。まず、この料金収入が518万4,000円ほどに対して、支出のほうが委託料が2,370万円とあと備品購入費、車両代があるということでございますが、この件につきましては、年間の利用人数が1万1,304人ということで、日平均に直すと46人の方このデマンドタクシーを利用されているという実態がございます。高齢の方が九十何%か占めるわけですけれども、やはりこういった運行の利用頻度から見れば、非常に町民の足としての運行には大変な意義があるものというふうには思っております。

収支につきましては、料金の改定につきましては今までの経過も踏まえまして、700円のところを500円にしてきた経過もあるということもございますので、まずは町民の足の確保ということで、この運行体制を継続していきたいというふうには考えているところです。

委員長(松永裕美君) 9番、髙橋冠治委員。

9 番(髙橋冠治君) いや、この赤字が悪いと言っているわけでないので、それは町民の足の確保のためデマンドバスを運営して、予算を見ない限りそれなりにこのデマンドタクシーの運行は私は成功するのだと思います。ただ、時間的に早く終わる、土日がないというのがずっと課題でありました。そこをこれからいかに解決していくか。

もう一つは、当初このデマンドタクシーの1日の利用客数を60人と見ていたのです。60人に達したことは、最初のころはまた、1日2日あったのか、なかったのか、多分なかったと思います。なので、前に私もいろんな行政から福祉券なるものを発行して、そして発行が全体のその数から見るとかなり利用する人が少ないという話をさせていただきました。なので、やはりこれ料金を上げて収支をよくするとは私は一切考えておりません。やはり要は利用客をふやしていく、そのためのデマンドバスで本来あるので、どのようにこの利用客をふやしていくというのがこれからの課題です。見ますと、その福祉タクシー券を使っている人方がかなり今ふえて、やはりここのパイをふやすことによって普及していくのではないかなというふうに思っております。だから、せっかくのシステムなので、多くの方に利用していただきたいと思います。その対策というのはとっているのでしょうか。

委員長(松永裕美君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤廉造君) 今具体的な対策ということでは、まずはこれ制度的にこれを変えていくという ようなことは持っていないわけですけれども、山形県内でも利用率の高い市町は当然あります。そういっ たところも参考にしていきたいと思いますし、また研修などでこちらのほうに今年度に入りましてから視察等も他県から来られる状況もありますので、そうしたところと情報交換もして、町民の利便性を上げるということが一番の利用の増加につながると思いますので、どのような方策がいいか検討してまいりたいと思います。

委員長(松永裕美君) 9番、髙橋冠治委員。

9 番(髙橋冠治君) 私補正のときにはり、きゅう、マッサージの券の話もしました。そして、福祉タクシー券もあります。もう来週あたりに敬老会あります。今回蕨岡の敬老会で挨拶することになっておりますので、私はぜひデマンドタクシーはこんなに便利なものだと。このマッサージの券も年間6枚あるのだから、皆さんあるものは利用して、皆さんが元気にならないと遊佐町元気になりませんよというようなお話をさせていただこうかなというふうに思っております。そういう利用者がいるようなやはり機会に、議員の皆さんもそうなのですが、挨拶の中にひとつ取り入れていただいて、特に町長はどこでもお話ししますので、町長の挨拶の中でも小山崎の挨拶をしろという議員もおりましたが、それプラスその町の行政サービスのこともしっかりPRしてほしいなと私は思っておりますが、どうでしょうか。町長含めて伺います。

委員長(松永裕美君) 時田町長。

町 長(時田博機君) 地域の公共交通をどうしようかという形で、先日も遊佐町公共交通会議なるもの、利用者も、それから事業者も参加のもとで開催をしたわけですけれども、民間の事業者からすれば、これ以上土曜日、日曜日は私たちの事業をさせてくれという声がやっぱり圧倒的にあります。そういう声と、それからやっぱり医療機関等行くときは、できれば行くときは無料の町営バス、スクールバスで行って、帰りデマンド、今1時間でちょうど申し込んで帰れるようになったということは、物すごく当初から見ればシステムを新しくしたことによってよくなったということもあります。決してその収益を確保しなければならないというテーマでデマンド交通とかは走らせているわけではないと思っていますので、実は事業者の皆さんにも私はその会議で申し上げました。適正な料金で請求をしてほしいと思います。事業というのは、やっぱり利益がないということは、それはその地域にはいられないということ。特に遊佐交通さんからうちの町は撤退をされた町ですから、適正な料金で請求していただいて、それを対価を町がやっぱり支払うという形は、それは当然なことだろうと思っていますので、安ければいいという形は思っていませんということも申し上げてきました。デマンド交通やるにしても、町が単独でやれるわけではないという形でいけば、民間の皆さんの力も大いにお願いしながら、そして町民の負託に応えるというのは、やっぱり便利なという意味でしょうから、それら等しっかりと配慮をしていきたいと思います。

かつて空バスを走らせているのではないかというような、年間三、四通必ず広報のあれに投書が来ましたけれども、現在はそのような指摘は一件も寄せられていないということを見ましたときに、少しはいい方向に向かいつつあるのかなと思いつつ、実はこれから5年後が一番怖いなという思いです、私自身としては。後期高齢者に戦後のベビーブーマー世代が突入する。そうしたら、物すごくいわゆる運転免許証大丈夫なのかなという世代がぐんとふえるのがもう5年から10年先の間が一番ふえるのでしょうから、まさか90歳まで運転してくださいねとはなかなか言えない状況なわけですから、国も今高齢者の運転についていろいろ考えているようでありますので、それら等の情報も素早くキャッチしながら、地域の公共交通し

っかりと支えていきたいと思っています。

以上であります。

委員長(松永裕美君) 9番、髙橋冠治委員。

9 番(髙橋冠治君) まずは、デマンドタクシー、せっかくいい方向性で向かっているので、ますます その町民の足となるよう努力していただきたいと思っております。

それでは、最後になろうかと思いますが、81ページの、これは教育費の中の報償費、ここに事業謝礼というふうにあります。17万9,484円ということでありますが、その前の27年度の決算を見ると、27年度の決算が4万7,705円なので、3.7倍ほどここあるのですが、この内訳を伺います。

委員長(松永裕美君) 佐藤教育課長。

教育委員会教育課長(佐藤啓之君)お答えをいたします。

事務局費の中の報償費につきましては、27年度の支出の折には事務事業外部評価協力謝礼ということで、4万円から5万円の額が支払われておりますけれども、28年度につきましては、それに加えまして、今年度策定予定しております第2次遊佐町教育振興基本計画の策定委員会を28年度に3回ほど開催をしております。その委員の方12名いらっしゃいますので、委員のほうに謝金を支払ってございます。それが12万円ほどございますので、合わせまして17万円……

(何事か声あり)

教育委員会教育課長(佐藤啓之君) 昨年度は検討委員会ということで、策定の前でありますので、検討 委員会の委員謝礼ということも含めましての金額になってございます。

委員長(松永裕美君) 9番、髙橋冠治委員。

9 番(髙橋冠治君) 基本計画の策定......

(「検討委員会」の声あり)

9 番(髙橋冠治君) 検討委員会、12名の実績でありますが、今教育のほうではその学校の適正整備の 会議があります。その会議は、これと違って報酬というのは発生しないのですか。ボランティアなのでし ょうか。

委員長(松永裕美君) 佐藤教育課長。

教育委員会教育課長(佐藤啓之君)お答えをいたします。

確かに教育振興計画の中にも適正整備の項目がございますが、適正整備審議会については、委員もおわかりのとおり今後の小中学校の規模をどのようにしていくかという話し合いの場になりますので、設置を した場合については、報酬が生じてくるということになっております。

委員長(松永裕美君) 9番、髙橋冠治委員。

9 番(髙橋冠治君) ということは、今設置前段階ということで了解していいわけですか。

それで、よく、8番委員もお聞きしたと思います。複式になる可能性がもう数年先には出てくるという話は今からわかっております。それで、小学校の統廃合の時期をいつにするかというのが今最大のその関心事であります。ある学校は、1人が減るともう複式なるのだという学校もあります。そういう学校を含めて、今は児童数、生徒数の移動が4月だから、5月だから、そんなこと関係なく突如やってくる時代になりました。そうすると、思わず1人減ったおかげで複式になるという可能性が出てきます。今町のスタ

ンスは、複式にしないで統合するのだというスタンスでずっと来ておりましたが、統合の前に複式になる 可能性が私は出ているのだと思います。その辺短くていいので、もし複式になったときの対処、複式は複 式なので、国の施策、考え方なので、それに反していやいや、俺のほうはということはできないのですが、 なるべく子供たちに負担がかからないようにする方法というのは、今から考えておかなければいけないと 私は思っております。教育長が答弁なさるので、最後私の話す時間も残して答弁をいただきたい。

委員長(松永裕美君) 那須教育長。

教育長(那須栄一君) そういう懸念といいますか、議論があることはもう町民の皆さん重々ご承知のところでございます。もちろんあしたという可能性があるわけですけれども、そこは含めて今小中学校の懇談会を行っておりまして、PTAの役員の皆さんを中心にご意見を伺っているところでございます。

9月、間もなく懇談会としては最後の会を持ちまして、一定の方向性をまとめたいなと思っております。ということで、その中のご意見の中では、やはり少子化厳しい現実でありますので、それを踏まえてしかるべき方向に行くべきではないかなと今ご意見を集約しているところでございますので、前の審議会では基本的に複式学級は設置しないというあったわけですけれども、基本的でございますので、一緒になるときは同一歩調でというご意見が今多数というふうに認識しておりますので、途中で複式学級が出た場合は、そこはその学級、学校はある意味でつらいという言い方悪いですけれども、教育条件が厳しい状況に置かれる時期もあるわけですけれども、そこは懇談会の方向も踏まえて柔軟に対応していきたいと考えております。

委員長(松永裕美君) 9番、髙橋冠治委員。

9 番(髙橋冠治君) そうです。私が先ほど言ったように、急にその複式になる可能性が出ているのです、今いろんな状況があって。そうした場合、やはり町は町としてある程度のお考えがあると。やはり保護者の皆さんも、もうその複式がそういう状況でなるのは仕方ないというような考えであります。今さらではどっかから引っ張ってこいやということもなりません。なので、複式になった場合どのように子供たちに心配をかけない、保護者に心配をかけないような教育環境を保っていくのかを、逆にそのほうが建設的な意見なので、それをしっかり踏まえて、なので、もうそろそろ統合の時期を早々発表しないと、保護者の皆さんが結構心配なさっている保護者も多数おりますので、その辺はしっかりとこれからやると言っておりますので、そこを踏まえて複式はなっても仕方ないというようなことでありますから、なったらなったでその教育条件、それをしっかり町が担保するような形でしてほしいなと思います。と思って、私はこの決算の質問終わりたいと思います。

委員長(松永裕美君) 那須教育長。

教育長(那須栄一君) 適正整備の考え方はそういうことです。子供たちが一番に考えて、学ぶ環境をよりよいものにしていこうとという考えでありますので、何も財政面どうのこうのが先ではありませんので、今言ったようにいろんなケースが出てくるということは重々承知しておりますので、そのときにはできる範囲内で、まず子供たちの学ぶ環境を一番に考えて、生活の場であり、学びの場である学級、学校を一番に考えて対応していきたいと思います。もちろんこれはできる範囲内があるわけで、ではのべつ幕なくどこまでできるかということはお約束はできないわけですけれども、そこは十分に考慮していきたいということでお答えしたいと思います。

委員長(松永裕美君) これで9番、髙橋冠治委員の質疑を終わります。

午後1時まで休憩いたします。

(午前11時56分)

休憩

委員長(松永裕美君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時)

委員長(松永裕美君) 直ちに審査に入ります。

10番、土門治明委員。

10番(土門治明君) まず冒頭に、所管でございますけれども、教育委員長を長らく務めていただきました渡邉宗谷委員長がきょうをもちまして議会出席が最後だそうですので、これまでの出席された、議会に出られた感想と、これからの教育に関する所見をお聞きしたいと思います。どうかひとつよろしくお願いします。よろしいでしょうか。

委員長(松永裕美君) 渡邉教育委員会委員長。

教育委員長(渡邉宗谷君) 発言の場をいただきまして、感謝を申し上げます。

多分11年少し教育委員を仰せつかっておりますし、教育委員長を何年やったかちょっと数え、記憶がありません。ただ、私教育委員やらせていただいて、最初就任したときは教育委員何やるのかなといって、一番思い出あるのは吹浦小学校の施設訪問したときに、命のノートとかというのあったので、これ何ですかと質問したことがあります。その程度の知識しかなかったわけですけれども、学校の現場、先生方、職員の方、いろんな指導いただきまして、知識を深めることができました。その中で常に私思ってきているのは、子供たちの未来を我々が方向づけるために預かっているのではなくて、子供たちから彼女、彼らの未来を託されているのだということを常に肝に銘じて接してまいりました。ですから、おごることなく、本当に子供たち夏休みになれば事故がなくてよかったなと、そんなふうに終わると安堵しているのが毎年でございましたけれども、その後委員長就任しまして、このような場に出席させていただきました。町の予算、いろんな施策が緻密な検討を重ねられ執行されているということを改めて勉強させていただきましたし、遊佐町に対する改めて愛着も深まりました。今後年とってどういうような健康状態になるかわかりませんけれども、役職のあるなしにかかわらず、一町民としてしっかりと遊佐町の発展、そして我々の幸せ、町民の幸せに少しでも力になればと、このように思っております。

今回がこの場に座らせていただく最後の日ではございますけれども、多分最後だと思います。もうこの場に別の会議でもなければ入ってこないと思いますけれども、改めまして今日までご指導いただいたことに感謝申し上げ、そしてさらなる子供たちと、さらに若い未来のある子供たちにしっかりとエールを送っていただきますことを議員の皆さんに改めてお願い申し上げまして、感謝を申し上げます。本日はありがとうございました。(拍手)

委員長(松永裕美君) ありがとうございました。

では、10番、土門治明委員。

1 0 番(土門治明君) 渡邉教育委員長には、これまでどおり教育委員としてまたご活躍いただくことをお願い申し上げます。本当に大変ご苦労さまでございました。

それでは、所管以外のところに戻ります。最初に、町税の収入のほう見ますと、今回の監査の代表監査にまずはお尋ねをいたします。代表監査の報告によりますと、投資的経費が15.6%の増で、そして義務的経費が0.3%の減。その結果、数字として一番ぐんと上がっているのが経常収支比率、これが6.8ポイントも増加を急にしているということが報告の中でありました。この上がった要因としてはどのようなことが考えられるのか、代表監査の見識を伺いたいと思います。この数字が上がれば、財政構造の弾力性が降下してだんだんと苦しくなるという運営になると思いますので、よろしくお願いいたします。

委員長(松永裕美君) 金野代表監査委員。

代表監査委員(金野周悦君) それでは、お答えをいたします。

平成28年度経常収支比率が対前年で6.8%ほど上がりまして、82.9%になっております。過去の分をずっと調べましたが、80%台に落ちたのは、平成19年から24年までの間80%台で来ました。なお、今回この82.9%になった要因の一つは、資料にもありますけれども、繰出金が大きかったのではないかと。というのは、一般会計から特別会計への繰出金がおおむね9億3,000万円ぐらいあります。これ各特別会計のほうに繰り出しあります。それが今回の決算額でいきますと、おおむね11%程度が繰出金として特別会計のほうに回っておりますので、かなり一般会計のほうを圧縮しているのではないか。逆に繰入金のほうは、それに比してそう多くなっておりません。ですので、要因としては毎年この9億円から8億円台から、最近9億円台に入っておりますけれども、一般会計以外の特別会計への繰出金は、相当圧迫しているのではないかと想像されます。

委員長(松永裕美君) 10番、土門治明委員。

10番(土門治明君) 説明によりますと、特別会計のほうへの繰出金が11%もあったと、これが原因だということでございます。

さて、行政報告書のほうを同じところ見ますと、行政報告書のほうでは、この経常収支比率の82.9%なりましたが、依然として比較的良好な状態にあるという文章になっております。これの意図と監査の意見とは、若干食い違うような感じがするわけでございますが、こっち総務課長としては、この点についてはどのように分析をしておりますか。

委員長(松永裕美君) 池田総務課長。

総務課長(池田与四也君) お答えをいたします。

ただいまの代表監査の説明に若干補足をしながら答えをさせていただきたいと思います。まず、行政報告書の2ページの3行目をごらんいただければというふうに思います。ここちょっと読ませていただきます。平成28年度決算における財政分析指数は、財政構造の弾力性を示す経常収支比率が82.9%となり、前年度比で6.8ポイント上昇したが、依然として比較的良好な状態にあると、そのご指摘のとおりでありますが、米印をさせていただいて、注記を読ませていただきます。この理由といたしまして、ここに記載をさせていただいているわけでありますが、公共下水道、地域集落排水事業会計の繰入金のうち、臨時的経費として計上していた償還元金の一部について、繰り入れ基準内経費である経常的経費に該当することが国、県の通知により判明したため、大幅な増となったもの。今後国が示した投資的な基準に基づき計上してい

きますとありますとおり、今回予算執行上変動が生じたということではなくて、この取り扱い、これまで臨時経費として上げていたものを経常経費に振りかえをさせていただいた分が金額で申し上げるとその公共下水道分でございますが、2億8,826万円、これをこの起債のとおり基金に従いまして臨時から経常に振りかえたというようなことで、この分がポイントが増したということであります。数値的には、このように大幅な改悪というような形になったわけでありますが、この82.9%という数値をもってしても、県内の順位で申し上げれば、ベストシックスでしたか、ベストという使い方がどうなのかあれですけれども、決して悪くない、非常に高位の水準にあるというようなことで、このような表記の仕方をさせていただいたというものでございます。

以上です。

委員長(松永裕美君) 10番、土門治明委員。

10番(土門治明君) 説明によりますと、2億8,000万円ほどが公共下水道の繰入金として臨時的なものからかえていったという説明でした。ということは、毎年こういうふうになる、数字になるわけです、これからは。今までは70%台だったから異常に低く、誤った数字だったわけですよね、おととしまでは。これ、去年の数字が82.9、その前は70%台ですので、今までの数字は間違っていたと。国、県から指摘を受けたのだから、間違っているよという指摘を受けたのでしょう。それで、6.8%上昇したということは、過去にさかのぼれば過去もこのぐらいは上がっているということになるのでしょう。この点についてはどうなのでしょう。

委員長(松永裕美君) 池田総務課長。

総務課長(池田与四也君) 間違っていたです。結果的に見れば、そのような趣旨での修正が加えられた ということになろうかとは思います。

ただ、この経常収支比率を出すその決算統計という作業におきまして、経常経費であるか臨時経費であるかというのは、毎年精査をしながら、場合によっては去年まで経常経費として上げていたものを臨時に、その逆というようなことが間々ありますし、また数年に1度は大幅な見直しをかけるという作業の中で出しておるということもございますので、あからさまに間違っていたというと、ちょっと若干意味合いが違ってくるのかなと思いまして、今奥歯に物の挟まったような言い方をしてしまいました。これからは、その国から示された基準に従いまして、28年度の経常収支比率積算の形で数値は上げていきます。

ちなみに、27年度のものを今回のように振りかえて積算をした場合、81.7になるというようなことで、これも参考までなのですけれども、県平均が86.4%に対して、27年度は県内7位程度というようなことで、28年度も27年度も同水準で非常に良好というふうに見ております。

以上です。

委員長(松永裕美君) 10番、土門治明委員。

10番(土門治明君) わかりました。

それで、改善するように指導されたのは、遊佐町だけでなく県内全市町村にみんな同じように行ったわけだと思いますので、県内の全市町村がこのぐらい上がったという解釈になりますか。今までちゃんとしていたところもあるのですか。先ほどは、最初は県内で6番目と言って、今度は7番目と言っていたから、1番落ちたのかなと思います。県内全域に指導入ったのでしょうか。

委員長(松永裕美君) 池田総務課長。

総務課長(池田与四也君) おっしゃるとおりであります。県の審査あるいは国のほうのチェックに基づきまして、その扱いに基準どおりの捉え方をしていない自治体が散見されるというようなことがありまして、全県下、全国へそのような通知があって、遊佐町も指摘を受けて基準どおりに取り扱っていた自治体、そうでなかった自治体それぞれありまして、遊佐町のように是正を求められた自治体も何市町かあるということでございます。

以上です。

委員長(松永裕美君) 10番、土門治明委員。

10番(土門治明君) 了解しました。

理想的な数字が75%だということで、県内ではいいほうなのですが、まだまだ理想には離れているということで、やはりさらに75に近づくように頑張ってほしいものだと、この点については思います。

それでは、次に固定資産税について伺います。固定資産税の法人のほうです。法人のほうが当初の予算では景気がよくないということで税制改正ありました。それで、法人については、計数が当町においては14.7から12.1に下げて、そして全体的に500万円落とした予算を組んでおります。しかし、決算を見ますと700万円がふえております。これは、230法人と聞いておりますが、そのままの数字でいけば4,500万円ほどになるはずなのですが、これがふえているという要因、これは多分自然エネルギーの風車とか太陽光とかの固定資産税がこの部分がふえたのかなと思いますけれども、ふえた要因についてお聞きしたいと思います。

委員長(松永裕美君) 中川町民課長。

町民課長(中川三彦君) お答えいたします。

ただいまの質問は、償却資産ということでよろしかったでしょうか。

(何事か声あり)

町民課長(中川三彦君) 行政報告書のことでございましょうか。

(何事か声あり)

町民課長(中川三彦君) 恐れ入ります。もう一度お願いします。

委員長(松永裕美君) 10番、土門治明委員。

10番(土門治明君) 各会計決算事項別明細書の1ページ、そして歳入の1町税、2固定資産税の1固定資産税が当初予算が5億8,500万円になっておりますが、補正で2,500万円ふえております。しかし、これのここの部分につきましては、たしか税制改革があって、そのときに法人税割と均等割税があるわけなのですが、法人税割のほうの計数をそれまでの14.7から12.1に落としたわけです。それで、予算が今500万円ちょっと下がっているはずなのです。ところが、決算になるとこれがふえたというところのこの理由をお聞きしているのです。

委員長(松永裕美君) 中川町民課長。

町民課長(中川三彦君) お答えをいたします。

ただいまの質問の中で、その税率を落としたということがございましたけれども、税率の改正になった ものについては、町民税の法人税割ということでございますので、委員がおっしゃいました固定資産税に ついては当たらないということでございます。

それから、固定資産税の決算書の補正をして、最終的に予算額としては6億1,000万円というふうな数字になってございますが、こちらの補正をした理由につきましては、年度内のその固定資産税の賦課状況から収納状況を推計をいたしまして、増額補正をしたものでございますので、そのような理由で補正になったということでございます。

委員長(松永裕美君) 10番、土門治明委員。

10番(土門治明君) 私も勘違いしておりました。固定資産についてではなくて、法人のほうは町民税でした。すみません、1段ちょっとずらして見ていました。では、固定資産税につきましては、今の説明でわかりました。

それで、では1段上に戻ります。町民税の2の法人が当初よりは500万円ほど少なく、前年度よりは少なく予算立てをしておりましたが、実際はここのところがふえたというこの理由につきましてお尋ねします。たしか法人は230法人だったと思いますが、この点についてお聞きします。

委員長(松永裕美君) 中川町民課長。

町民課長(中川三彦君) お答えをいたします。

今回のこの事項別明細書、補正予算額が700万円となっておりまして、補正後の予算現額が5,207万円というふうになってございます。この700万円の増額についてのお尋ねだったかと思いますが、これについても、先ほど説明をさせていただきました固定資産税と同じような形で、平成28年度分の各月の収納の動きを見ながら増額をさせていただいたということでございます。原因としてはその企業、法人ですから、その法人の経営状況といいますか、そういったものに基づいて当然その浮き沈みはあるわけでございますけれども、増額になる要素があったというふうなことで理解しております。

委員長(松永裕美君) 10番、土門治明委員。

10番(土門治明君) 収納率が格段に上がったということが第1の原因だとは思いますが、違うということですか。この収納率が上がった分としては、ではどのぐらいの影響がこの増額の部分であるわけなのでしょうか。

委員長(松永裕美君) 中川町民課長。

町民課長(中川三彦君) お答えをいたします。

収納率が上がったということではなくて、その収納の実績、率ではなくて賦課をして実際に税金をいただくというその税額自体が当初予算で見ていた予算額よりは伸びが多かったという意味でございますので、よろしくお願いします。

委員長(松永裕美君) 10番、土門治明委員。

10番(土門治明君) 収納率も上がったし、実際入ってきた収入未済額が少なかったという意味に捉えられますけれども、これも違いますか。

(何事か声あり)

1 0 番(土門治明君) この件については、私もちょっと理解不足もありますが、難しいところです。時間もあれですので、後でまたお聞きします。

地方交付税がこの年は6,000万円ほど落ちたということでした。前年度は、1億円超えたほどがふえてい

て、それでこの年には6,000万円ほど落ちた。それぞれ交付税はどうして落ちたかというのは、はっきりとはわからないでしょうけれども、ふえたときの要因としては、松くい虫の県からの特別交付税とか、それから北庄内自立定住圏構想とか、そういうものに出たということがありましただろうと、そういうことでしたが、今回削られた要因としては、国の財政状況から国全体としては交付税を減少傾向にあるのだよということはわかりますけれども、当町に関しましては松くい虫に関して毎年同じぐらいの投資はしているはずですので、やはり県から見ればこのぐらい下げられると苦しいところもあるのかなと思いますので、この下がった要因の考えられる要因についてお教え願いたいと思います。

委員長(松永裕美君) 池田総務課長。

総務課長(池田与四也君) お答えをいたします。

地方交付税は、ご承知のとおり普通交付税と特別交付税で成り立っているわけでありまして、その国からの配分はマクロベースで見れば普通交付税が地方に96%、特別交付税が4%交付されるという中での各地方自治体への配分ということになります。さきに庄内北部定住自立圏形成事業とか、松くい虫防除事業のことが要因で増額なったというお話につきましては、これは特別交付税の分野でございまして、その他もろもろの要因があって、その分当初予定しなかった、新規に28年度から交付になった定住自立圏形成事業分1,500万円分が純増になったり、これは松くい虫に関しましては、相当程度町で単独事業として取り組んだ結果として、その歳出に見合う交付税が特別交付税として交付になったというようなことで増額になっておるというものでございます。その他、地域おこし協力隊を増員してきたとか、集落支援員の事業費、人件費部分についても手当てされているというのが特別交付税の増額の要因部分でございます。

一方、普通交付税につきましては、これももろもろの要因があるわけでありますが、基本的な考え方から、積算のあり方から説明をさせていただけば、基準財政需要額というものがありまして、これが各自治体が通常ベースで標準的に行政運営をするに当たって係る経費が見積もられて、それに対する収入、基準財政収入額というものがやはり同じように標準的な状態で税収が見込まれるというもの、これを除いたところのギャップを普通交付税で手当てすると。その際積算の根拠となるのが人口であったり、児童数であったり、それから都市公園であったりというふうな単位費目というものがあって、それらの指数計算をした中で需要額、それから税収に関しまして収入額というものが見積もられていくと。人口の増減が大きな要因ともなろうかと思いますが、その上で算出された金額ということになります。それをベースにして考えるわけでございますが、28年度以降となりますと、この決算であらわれている形で五千数百万円ほど減額になったという大きな要因といたしましては、たしか去年の議会でも話題になりました、請願で出されておりましたトップランナー方式というものが新たに導入されたということがございまして、地域の住民のニーズや特色を発揮して運営することを否定をしたというふうな評価がされておりますが、その導入によって、人口規模というものがひとつ積算の数値ということで大きく反映をされている、あるいは事業規模というものが大きくその中に反映をされているというようなことで減少になったというふうな、もろもろの要因で今回の減額幅というふうになりました。

以上です。

委員長(松永裕美君) 10番、土門治明委員。

10番(土門治明君) 主に人口減少が主な原因だということでございます。臨時財政対策債というもの

が 2 億円ほど毎年出ておりますけれども、この臨財債については、国のほうで責任を持って交付税の中で 算入して入れていくということになっておりますので、この 2 億円ほどの金額を毎年入れていくとなると、 この中に返済のものは、 2 億円相当のものは入っていると考えてもよろしいのでしょうか。

委員長(松永裕美君) 池田総務課長。

総務課長(池田与四也君) 決算でいきますと、臨財債分が2億1,100万円ということで、これ普通交付税の本来国で交付すべき交付税の手当てができなくなったというふうなことで、地方に借金という形で地方債発行で財源の穴埋めをしてくださいという制度でございまして、限度額が示されて、その限度額内で任意に地方自治体が臨財債という形で借り入れを起こすというものでございまして、その金額につきましては借りる、借りないに、起債を起こす、起こさないにかかわらず、普通交付税に元利償還織り込まれていくというようなことで、普通交付税の枠内に入っているということでございます。

委員長(松永裕美君) 10番、土門治明委員。

以上です。

10番(土門治明君) わかりました。臨財債で町で借金をして銀行から借りて、それで普通交付税で国から来て、それでそれを返していくというような紛らわしい感じの臨財債かなと、こう思っておりますが、これも大体はっきりしないのです、普通交付税の中に入っているということで。これも、できればこれから入っていないかもわからないし、入っているのかなと、疑えば切りがないというところでございます。ひょっとしたら入っていないのかなと心配するところでありますが、そういうことはないと思いますけれども、この点についてはまずよろしくお願いします。年々減っていくという傾向があるということです。この件につきましてもこれで終わります。

次に、選挙のことをお聞きいたします。36ページから3の参議院議員選挙費、そして5遊佐町長選挙費、6山形海区漁業調整委員会委員選挙費、7月光川土地改良区選挙費、それから日向川、そして山形県知事と、こう載っておりますが、参議院以外は全部無競争だったと行政報告書にも載っております。投票があって普通の選挙であれば、3の参議院選挙のような書き方になるわけなのですが、選挙管理委員長にお尋ねします。無競争の場合、1日で終わるわけなのですから、選挙管理委員会としてはどのような対応をその当日行っていたのか伺います。ただ、あと無競争やっていくと5時で締め切って解散ということが、その辺の様子を一言選挙管理委員長のほうにお聞きします。

委員長(松永裕美君) 佐藤選挙管理委員会委員長。

選挙管理委員会委員長(佐藤正喜君) 28年度に執行されました選挙に関しては、皆さんからいろいろ協力をいただきまして、いずれも適正に、公明に執行できましたこと、御礼を申し上げます。

29年3月12日に執行の遊佐町長選挙は、20年ぶりに無投票当選になったところであります。3月7日に告示、当日立候補の届け出受け付けを8時半から5時までここで行いましたし、立候補者が1名であったので、投票は行わないことに決し、3月12日に、これ公職選挙法にのっとってですが、選挙会を開催をし、そこで当選者を決定したところであります。そのよう経過で進めさせていただきましたし、翌3月13日に当選証書を付与させていただきました。

以上です。

委員長(松永裕美君) 10番、土門治明委員。

10番(土門治明君) 無競争のときの流れというものは、教えていただきました。

それで、ここで資料の中で、同じ無競争でも町長の遊佐町町長選挙 5 の場合は予算が720万円で、不用額で521万4,000円ほどと不用額で落としています。しかし、下のほうの 6 、 7 、 8 、 9 山形県知事まで、これは補正予算で落としております。どうして遊佐町町長だけが不用額で、こちらのほうが補正予算で落としているのか。何か意味あるのでしょうか、これは。

委員長(松永裕美君) 池田総務課長。

総務課長(池田与四也君) 時期の関係もございますし、予算編成上の都合、本来であれば、年間予算を定めて、そして事業がなくなった、変更になった、減額になったというような状況下で不用額として減額予算を組んで不用額を出していくというのが一番美しいやり方なのかもしれませんが、状況判断によりまして、その金額がどうであるか、その微細なものまで一つ一つ不用額として減額補正予算を組んでという形にはしない、大規模なものをまずは落とさせていただくというようなこと、これ財政当局のほうからそのように奨励をさせてもらっているという関係が一般論としてあろうかなと思いますし、町長選挙につきましては、この決算であらわしておりますとおり、28年度はトータルで200万円ほど無投票であっても経費を要しております。

ちなみに、4年前は有投票で530万円ほどということで、無投票であっても、この各項目にありますとおり、ポスター掲示所の設置だとか、人件費に係る部分が一定出てきますので、このような形で執行をさせていただき、最終的には予算との大幅な乖離が生まれたというものでありまして……

(何事か声あり)

総務課長(池田与四也君) ですから、すみません、最初に時期のお話をさせていただきました。そこの詳細をもう少し述べさせていただければ、3月の町長選挙に関しましては、年度末というようなことで補正をするいとまがないというようなこと、そういった関係、時期的な関係も一つの原因となって違いが生じてきているというものであります。特段の意図があったというものではございません。

以上です。

委員長(松永裕美君) 10番、土門治明委員。

10番(土門治明君) 町長選挙に関しては、年度末だから毎回このような形でなると。無競争でなくて 競争になっても、補正では対応しないで不用額で対応すると。今までもしてきたということですよの。わ かりました。何で遊佐町長だけこうなるのかなということがちょっとひっかかっておりましたので、お聞 きしました。

それでは次に、44ページに移ります。児童福祉費の児童福祉、報酬につきまして、予算より大分支出が、大した予算ではないのですが、大分不用額が多いようです。これは、子ども・子育て会議の委員の報酬だと聞いておりますが、開催しても委員が集まらなかったのか、開催がしなかったのか、これについてはどのようなことで不用額が多いのかお聞きいたします。

委員長(松永裕美君) 髙橋健康福祉課長。

健康福祉課長(髙橋 務君) お答えをいたします。

付記にあるとおり、子ども・子育て会議委員報酬でございます。当初予算では、3回の開催というふうなことで予算要求をしてございましたけれども、実際の開催は1回で済んだというふうなことからのこの

支出になったところでございます。

委員長(松永裕美君) 10番、土門治明委員。

10番(土門治明君) 3回の予定が1回で済んだということは、1回で3回分やったと。中身はもう十分だと、1回でという捉え方でよろしいのでしょうか。3回あったのを1回で済ませたということは、これは何か課長のほうのちょっと不手際だったのかなと思うのですけれども、忘れていたとかそういうことではなくて、1回で十分だということでしたか。

委員長(松永裕美君) 髙橋健康福祉課長。

健康福祉課長(髙橋 務君) お答えをいたします。

定例的には 1 回行うというふうなということで、臨時的なものも含めてもう 2 回分予算要求をしたということでございますが、結果的に定例の 1 回で済んだというふうなことでございます。

委員長(松永裕美君) 10番、土門治明委員。

10番(土門治明君) わかりました。1回で十分だという会議でございました。

それで、そこの下のほうの報償費にゆざっ子誕生祝金と子育て世帯移住奨励金が載っております。子育 て世帯移住奨励金が810万円ほどのかなりの金額になっております。これは、この金額見ると大体の人数 の察しはつくのですが、子育て世帯移住の状況はどうだったのかお尋ねしたいと思います。

委員長(松永裕美君) 髙橋健康福祉課長。

健康福祉課長(髙橋 務君) お答えいたします。

子育て世帯移住奨励金につきましては、平成25年から28年までの4年間の実績で、66世帯102人のお子さんというふうに奨励金を交付させていただいております。また、今年度に入りまして、4月から5月の2カ月だけで7世帯10人、そのうちお一人は出生でありますけれども、こういった実績になってございます。

委員長(松永裕美君) 10番、土門治明委員。

10番(土門治明君) そうですか。今年度に入ってからも、またますますふえているということで、何か遊佐町の町民の人口がふえているという話も、一時的にですが、ふえているという話を聞いたことがあります。ことしに入ってからどの月に何人ぐらいふえたのかわかりますか。

委員長(松永裕美君) 中川町民課長。

町民課長(中川三彦君) お答えをいたします。

人口の推移につきましては、今年度に入りまして、あくまでもこれ前月に比較してという話でございますが、4月がマイナス36、5月がプラス9、6月がプラス4、7月がプラ・マイ・ゼロ、8月がマイナス2という状況になってございます。

委員長(松永裕美君) 10番、土門治明委員。

10番(土門治明君) わかりました。ふえた月が5月と6月とふえたということですね。わかりました。 これも、子育て世帯移住奨励金の成果だなと思っておりますので、ますます移住者がふえることを期待し ております。

次のページに、児童福祉の報酬に嘱託保育士の報酬が2,900万円ほどのっておりますが、当初の予算では もうちょっと多かったのかと思いますが、嘱託保育士、これが予定の人数が集まらなかったのかなと、応 募がなかったのかなと、この決算から見ると推測されますが、その予定より実際はどのようだったのかお 尋ねします。

委員長(松永裕美君) 髙橋健康福祉課長。

健康福祉課長(髙橋 務君) お答えをします。

28年度当初予算要求の段階では、18人を見込んでいたところでございます。それが実際募集をしまして採用した嘱託保育士につきましては、合計で15人となっております。有資格というふうなことでございます。遊佐町に限らず、県内どこの自治体でも、こういった有資格の皆さんの確保には苦労しているというところでございまして、なかなか当初の予定どおり確保することはできなかったということでございますが、そのほかに臨時の職員として無資格の皆さんであったり、あるいは年度途中であったり、採用をしているというふうなことでございます。

委員長(松永裕美君) 10番、土門治明委員。

10番(土門治明君) この報酬については、この年よりは次の年少し上げたのでしたっけか、この年集まらなくて。保育士の報酬が安いということが全国的に指導があって、若干上がったという話聞いておりますが、本町の場合はこの嘱託保育士の場合は、報酬については現状維持だったのでしょうか。このときは、ちょっとたしか月額何ぼだったか、13万円か4万円ぐらいだったかなと思うのですが、若干1万円ぐらい上がったのかなと思いましたが、どうだったのでしょうか。

委員長(松永裕美君) 髙橋健康福祉課長。

健康福祉課長(髙橋 務君) お答えをいたします。

嘱託保育士の報酬につきましては、勤務年数で 4 段階に分けてございます。一番低い段階が 14万 1,000円、月額でございます。一番高いのが16万9,000円というふうにさせていただいております。

なお、この報酬につきましては、人事院勧告あるいは山形県の人事委員会勧告、こういったものに基づきまして、臨時職員等の賃金等も上昇しておりますけれども、それに合わせて改定をしているということで、今年度は一番低い段階で29年度につきましては14万6,000円、一番高いところで17万1,000円、このように改定をしているところでございます。

委員長(松永裕美君) 10番、土門治明委員。

10番(土門治明君) 若干上げたということですよの。予定の人数が集まらないから若干上げて、少し でも有資格者から来てもらうという努力はしているということでございます。

時間もなくなりましたので、以上で終わります。どうもありがとうございました。

委員長(松永裕美君) これで10番、土門治明委員の質疑は終了いたしました。

11番、斎藤弥志夫委員。

1 1番(斎藤弥志夫君) 多分私で最後になるのではないかと思いますけれども、少々質問させていただ きます。

まず、56ページ、農業振興費ですけれども、一番上、オールやまがた米づくり日本一運動本部負担金 1万5,000円とありますけれども、この本部というのはどのような活動をしているのか、まず伺いたいと思います。

委員長(松永裕美君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤廉造君) お答えいたします。

この組織、日本一運動本部ですけれども、まず県と市町村、それからJA、全農等の組織で構成されております。大きな目標としては、山形県産米の品質向上と食味の向上を目指すこととしてのこの組織への負担金ということになってございます。昨年度の主な事業としましては、新品種の候補地の適応性の試験の実施でありますとか、山形95号の実証圃の設置、それから東京のアンテナショップでのはえぬき等のPRというような内容になってございます。

委員長(松永裕美君) 11番、斎藤弥志夫委員。

1 1 番(斎藤弥志夫君) 食味の向上だとか品質向上に力を入れているような話ではございました。

ところで、来年度から米づくりも大分制度が変わるといいますか、減反制度がなくなるというようなこともございます。ですが、そうなってからどういう制度になっていくのか。制度という形で残っていくのかどうかもはっきりわからないような面もあるようですし、指針が、方向性が何か示されていないと思います、多分。この米づくり日本一のこれにも、全農とか農協も入っているということではありますけれども、来年以降のその米づくりの指針といいますか、そういうものもある程度こういうところであれば検討などしているのではないかと私個人的に勝手に思うのですけれども、どんなふうな方向性を描いているのかをお聞きしたいと思います。

それと、また補助金関係におきましても、今米をつくってもいいという部分については、1反歩当たり7,500円の補助金が出ているわけです。これも、ただこの秋までで終わりということで、来年度からはまずないということにはなるわけです。その辺についても、ではそのかわりになるものを探すというふうになると、ちょっと変な話になるかもしれませんけれども、全くそれはそれであとなくなって、それ以降は何もあとないのか。あるいはまた、何らかの制度とかそういうものが国会レベルかちょっとわかりませんけれども、農協組織なんかでも検討されているのかどうか、その辺ちょっとあわせて伺いたいと思います。

委員長(松永裕美君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤廉造君) お答えいたします。

まず、こういった米づくりの基本方針ということで、県の農業再生会議が主体となってそういったこれからの米づくりをどうしていくかということを対応をとっているという流れになってございますけれども、先ほど委員がおっしゃられましたとおり、直接支払いの7,500円の部分は今年度をもって終了をするということは確定はしております。30年以降の対応方針については、今いろいろな説明会が始まっているところでございますけれども、基本的に昨年度から今までにかけて示している方針とは、そんなに大きく変更はないということでございます。全国の都道府県の中で37都道府県が国の生産数量の目安を受けて、都道府県単位でそれを30年度からの米の生産需給体制を数値を決めて、それを市町村に落としていくという方向でございました。大きく変わったというか、少し考え方で変更はありますけれども、その作付面積のシェア率も今年度の数値をまず基本数値して算定していくのだという方向でございます。

やっぱり前々から問題になっておりました全国の需給バランスを考えないと、山形県で一生懸命取り組んでも、全国的な需給バランスを考えないと、米の米価の下落につながるということがございますので、各都道府県、山形県もちろんですけれども、政府に対してその需給バランス、大きな需給バランスまでは示してもらうように今要望して、国のほうでもそういった流れで動いているというようなことでございま

す。

あと、これからそういった米価の安定に向けて、やっぱり複数年契約でありますとか、播種前の契約、 そういったものの事前契約の拡大に向けて関係団体とともにそういった協議を進めていくというような大 きな流れとなっております。

委員長(松永裕美君) 11番、斎藤弥志夫委員。

1 1番(斎藤弥志夫君) 国の直接関与は実質的になくなって、県くらいにまず需給バランスが示されて、同時にでは減反目標のようなものはないとは言いながらも、それも同時に示されてくるのではないかと思います。ということは、実質的に今度は国の音頭のもとではなくて、国のデータをもとにして県が減反の割り振りといいますか、数量、数値目標というようなものを例えば市町村に落としてくるというような形になるのでしょうか、そこも一度伺いたいと思いますし、また7,500円のこの補助金は廃止は確定したと。それはそれでそうですけれども、それにかわるものは全くあとなくなったと。かわるものも検討されている状況でもないということなわけですね。

委員長(松永裕美君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤廉造君) 生産調整、転作の関係、そういったもの廃止になるという話、国からの数値は示されないという当初そういった考え方もあったのですけれども、最終的にはそこの転作、それから生産調整に絡む部分のところも、それは国の需給バランスを聞きながら各都道府県で決定をしていくという形になっております。

あと、支払交付金に直でかわる施策というものは、今のところはない状況であります。

委員長(松永裕美君) 11番、斎藤弥志夫委員。

1 1番(斎藤弥志夫君) 課長、どうも説明ありがとうございます。現状がどういうものなのかを伺いたくて、ちょっと伺ったところでございます。ただでさえ農業関係が厳しくなっているというのは誰でもわかっているわけなので、米づくりを中心とした町ですので、一段とまた来年から厳しさが増していくのかなと、こういう認識に立ったというところでございます。どうも、わかりました。

その次ですけれども、午前中も小水力についての質問はありましたが、若干内容が違っているのではないかと思いますので、再度お聞きします。小水力発電施設の負担金1,100万円、これは月光川のほうでございますけれども、この月光川のほうの工事は、総額で1億1,000万円であるという説明でした。その10%でまず……

(「28年度でしょう」の声あり)

1 1番(斎藤弥志夫君) 28年度で。これ決算書ですので、28年度の決算書ですので、その10%ということで町で1,100万円を出したということのようです。同じように、これ日向川のほうでもやっているわけです。すると、日向川のほうについては、419万円ほどの負担金をまず出しているということです。すると、これもやはり日向川のほうも、工事の総額の1割を役場で負担するということでこの金額になっているのか、まず伺いたいと思います。

委員長(松永裕美君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤廉造君) お答えいたします。

日向川地区につきましては、発電機そのものも大きくて、事業規模も大きいのでございますけれども、

28年度の事業費で申しますと 2 億9,951万円ほど総事業費となっておりますが、ご存じのとおりではありますけれども、日向川土地改良区の場合、遊佐町の面積分と酒田市の面積分がございますので、その面積割が全体の14%ほどあるということで、総事業費に面積割の0.1を掛けて、あと負担割は0.1、10%ですので、それで算出したものがこの419万3.140円という内容でございます。

委員長(松永裕美君) 11番、斎藤弥志夫委員。

1 1番(斎藤弥志夫君) 今太陽光発電というもの大分普及しているというか、あちこちで見られるようになりました。これ、ただ単にその土地改良区でこういうふうな事業をやるから、単純にほぼ 1割くらいを役場で負担していくということなのでしょうか。それとも、これ一般的にいえば太陽光発電の場合は設備費がかなりかかると、大きくなればなるほど、当たり前なのですけれども。その設備費を回収するのに約10年かかるとよく言われております。この場合、この設備をやって電気は全部売電に向けるということのようですけれども、その売電でこれだけ 1 億1,000万円あるいは 2 億9,000万円もの設備費を回収するといいますか、これは従来どおり約10年くらいでできると役場のほうで見ているのかどうか伺いたいと思います。

委員長(松永裕美君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤廉造君) お答えいたします。

まずは、この事業の仕組みと負担割合ということでございますが、国が50%、県が25%、町が10%、あとはその土地改良区負担ということになってございます。この事業の目的としましては、やはり日向川も月光川も同じなのですけれども、いわゆるどちらの土地改良区も非常に維持管理は大変だと。特に渇水期などにおける揚水ポンプでありますとか、動力に関する電気代が非常にかさむということで、その分その土地改良区費を納めていただいている地域の農業者の方々に負担を強いられているというようなこともございまして、そういった維持管理費の売電による軽減という目的のためにこういった事業を行っているというような形でございます。

あと、維持管理費につきましては、日向川のほうは維持管理費をどのくらいでペイできるかちょっと今わからないのですけれども、月光川のほうについては、先ほど10年という目安がありましたけれども、まずは9年で建設のために投資した借入金ですとかは、その返済ができるという見込みであります。10年目から売電収入として年間約400万円が見込めるというような事業の内容になってございます。

委員長(松永裕美君) 11番、斎藤弥志夫委員。

1 1番(斎藤弥志夫君) 設備費かかっているわけですけれども、売った電気で約9年くらいで回収できるという事業であれば、私はこれは立派なものだと思います。このくらいの事業であれば、役場でもある程度の支援をしてもいいのかなと思います。

これも、ただ太陽光発電なんかの場合ですと、これも10年とよく言われているのですけれども、メンテナンス料、それから維持費がやっぱりかかるのです、実際問題として。パワーコンディショナーが13年目くらいでだめになるという話もあるので、そうなってくるとかなりの金額またかかりますので、役場としてそういうもともと回収困難な事業にその補助金を出すのでなくてよかったなと思っているのです。もともと15年も20年もかかって回収するのがやっとだというような事業に、役場でもしお金を出すというふうなことがあっても、もうだめな事業に金を出すというか、そんなことにもなりかねないので、今回そうい

う説明を聞いてああ、よかったと思っているところです。

ところで、先ほど何か中学校にマイクロ水力だかの発電所、ちっちゃなのをつくった経過があったと。だけれども、それを撤去したというようなことがあったようです。ごみがひっかかったり、水量が少なくてろくに発電しないというふうなことが背景にあったようですけれども、今のこの土地改良区の発電所の場合は、水不足とかあるいはある程度ごみがひっかかって発電効率が落ちるというふうなことは、これはないのでしょうか。

委員長(松永裕美君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤廉造君) お答えいたします。

まずは、この日向川、月光川に関して申し上げますと、全て土地改良区の頭首口からいわゆる除じん機の中を通してごみを取り除いた部分のものを導水管の中に引き込んで、あとは地形の落差を利用して導水管内に設置した水車のタービンを回すという仕組みになっておりますので、そういったごみの心配はまずはないのではなかろうかというふうに考えております。

委員長(松永裕美君) 11番、斎藤弥志夫委員。

11番(斎藤弥志夫君) では、水不足もないわけですよね。

委員長(松永裕美君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤廉造君) 水不足の点につきましては、夏場の渇水期になった場合はやはりその発電に回すことによって田んぼのほうに水がかからないというようなことであれば、まず本末転倒でございますので、その場合はバルブの切りかえによって、その間はどうしても回せない場合は発電を中止して、まずかんがい用水を優先させるというような形で対応していくという方針でございます。

委員長(松永裕美君) 11番、斎藤弥志夫委員。

1 1番(斎藤弥志夫君) なかなか自然エネルギーを利用した将来性のある事業だと思います。ぜひこれ からも支援していただきたいと思います。

次、69ページで企業開発費のほうなのですけれども、負担金のほうの項目の中で、酒田遊佐工業団地企業誘致促進協議会負担金79万円とあります。遊佐でいえば白木のところの工業団地に何らかの企業を誘致してくるのが普通ではないかと思いますけれども、地域性を考えれば、酒田と遊佐はかなり似た面もあると思います。その辺あわせて、酒田、遊佐地区での企業誘致の現状というものはどのようなものなのか伺いたいと思います。

委員長(松永裕美君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤廉造君) お答えいたします。

隣の酒田市さんと一緒にこういった企業誘致のために相互に連絡調整を図りまして、優良企業の早期導入を目指しているというこの協議会でございます。企業訪問でありますとか、企業に関する情報等お互いに共有しながら促進に努めているというところでございます。これは、まだ定かではございませんけれども、やはり酒田市さんのほうに企業が誘致することで、これから鳥海南工業団地等にその関連する工場が来るというケースも今想定されているところでございますので、そういった関係で今後も連携を深めてまいりたいというふうに思っています。

委員長(松永裕美君) 11番、斎藤弥志夫委員。

1 1番(斎藤弥志夫君) 企業といっても、例えば大阪有機のように東証 1部の企業もあれば、ただ単に 町工場のような会社もあると。それは、ピンからキリまでございますけれども、酒田、遊佐地区でこっち のほうに来て企業活動をしてみようかなというような会社は何社くらいございます。

委員長(松永裕美君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤廉造君) お答えいたします。

既にあれ工事が発注されていく見通しである吉出地内のウイスキーの蒸留所さんの工場を初めとしまして、あとは鳥海南工業団地のほうに木質バイオマス関係でありますとか、金属工業関係での今こちらのほうに企業進出の打診というか、それが3件ほどあるというところでございます。

委員長(松永裕美君) 11番、斎藤弥志夫委員。

1 1番(斎藤弥志夫君) ウイスキーの会社が来るということは、私は非常にすばらしいことだと思います。その会社が来るということで、何かにわかに条例をつくったりしているような面もあるやに見受けられますけれども、しかしそれはそれでそういう対応は私は当然だと思います。もはや企業にできるだけ来てもらわなければ、この町の存続もおぼつかなくなるだろうと、いずれは。そんなことも考えられますので、町長が当然音頭とっているのではないかと思いますけれども、そういう対応でやっていただきたいなと。これからも、臨機応変にそういう形でやっていただきたいと、このように考えるところです。

そのちょっと下ですけれども、中小企業の設備投資の支援ということで2,100万円ほどありますけれど も、これはどの会社、どういうふうな会社にこれだけの補助金として出すのでしょうか。

委員長(松永裕美君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤廉造君) お答えいたします。

まず1つ目は、酒田市にございますいろいろ下水道関係、管洗浄関係を行っている企業さんのほうで、新たに管洗浄の装置、これ上水道、下水道管みんな洗浄できるのですけれども、そういった装置を入れたいという事業がございました。それに対応する補助金額が100万円と、あとは西部工業団地の、これはちょっと名前を申し上げますけれども、イースタン技研さんの第2工場の増設分ということで、総事業費1億9,300万円に対応する上限額、補助金額2,000万円という内容になってございます。

委員長(松永裕美君) 11番、斎藤弥志夫委員。

1 1番(斎藤弥志夫君) どちらも将来性のある企業のようですので、こういう支援はこれからも必要な ものだと思いますので、ぜひ継続していただきたいと思います。

その次、70ページのこれ金額が非常に小さいのですけれども、陸羽東西線の促進同盟会というふうなことがございます。我々陸羽東線は、ちょっと違う路線になるわけですけれども、西線のほうになりますけれども、ここに前々からの話なのですけれども、新庄から酒田までの山形新幹線の延伸という話があるわけです。まだ具体化はしていないようですけれども、この辺ちょっと伺いたいと思います。この6,000円の支出の内容です。

委員長(松永裕美君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤廉造君) お答えいたします。

このここに載っております予算に対応する事業としましては、中身としましては主に新庄市を中心としまして庄内、最上地区、それから宮城県内の陸羽東西線の沿線の各自治体で構成されております。これに

は、各自治体の商工会等も入ってございまして、陸羽東西線の利用推進と整備促進ということで、利用促進のためのリーフレットでありますとか、利用促進のイベントをこの同盟会の中で開催しているということでございまして、利用促進のための利用される方へのPR活動が主な内容となってございますので、今の新幹線の中のという趣旨とはまた違うものでございます。

委員長(松永裕美君) 11番、斎藤弥志夫委員。

1 1番(斎藤弥志夫君) 新幹線とか話の内容が違うのだということのようでございますが、西線が書いてあるということでもって、ちょっとだけあれですけれども、酒田の駅前にはこの山形新幹線酒田から、新庄から延伸にしたほうがいいのだというふうな看板も出ています。駅前にはきれいな看板が出ています。私いつもあそこを通るたび、おお、ちょうどいいところに看板出しているものだなと思っているのです。駅前のあの一画も、今何かどういうふうな開発するかはちょっとわかりませんけれども、これから開発が進められていくようでございます。そんなことから考えましても、私も遊佐の駅前にもこういう看板を出してもいいのではないかなと個人的には思うのです。これとあわせたり、あるいは今ジオパーク認定にもなってきたので、ジオスポットのある程度案内看板、それから山形新幹線のこれ酒田延伸を目指しているというような看板、こういうふうな未来開拓志向のような看板もあわせて設置したら宣伝効果も上がるのではないかなと個人的には考えているのですけれども、いかがでしょうか。

委員長(松永裕美君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤廉造君) お答えいたします。

遊佐駅の中で陸羽東西線のPRというのも少しは関係してくるとは思いますけれども、主に観光的な側面になると思いますが、町内へのそういったやっぱり観光客へのPRでありますとか、遊佐町をもっとPRするような、そういったものが駅舎のほうにはこれからも考えていかなければいけないなというところでございます。

委員長(松永裕美君) 11番、斎藤弥志夫委員。

1 1番(斎藤弥志夫君) 西線絡みの話ですので、今一部フル規格の新幹線という話が出ているようです。こういう西線とは全然関係ないと言われればないのですけれども、これもなかなか大変な話で、金がかかり過ぎて大変だと、それだけ申し上げておきます。これは、北陸新幹線の金沢の繁栄を見て、皆さん急にこういうことを考え出したと、私はそういう事情ではないかなと思ってはおります。細かいことは、これについては言いません。

それから、ちょっと話変わりますけれども、81ページで遊佐高の就学支援、これも辛うじてことしは37人くらい入学者を確保したということのようです。去年は40人きっぱり入られたようですけれども、924万円総額支援しているということですけれども、入学時に一人一人に7万円だと。いろいろお金かかるでしょうから、7万円は平等にお上げしますよということでした。それから、免許証取るときは、お金かかるからこれも6万円です。それから、ヘルパー、介護関係の資格取るときもお金かかりますから、2万円か2万5,000円でしたね、あれたしか、希望者だけですけれども。そのほか通学が容易でない人もいるから、そのときはデマンドタクシーのようにタクシーを走らせるから、それに乗って通ってきてくださいねと、こういうことなわけでございます。ある意味非常に優遇策を取り入れざるを得なかったと、こういう事情があると思います。それで、このままだといずれ時間の問題のような形でやはり大変になるのではないか

ということは、これは常識的に誰でも懸念するところではないかと思います。そういう事情もありましたので、来年度からですか、県外からの生徒受け入れということが県の教育委員会のほうで何かこれができるようになったということでございます。これは、今まではこういう発想もなかったし、こういう発想に基づいた何らかのアピールとか宣伝とか、そういうものももちろんなかったわけです。ところが、これができるようになったということになれば、いろんなところに行ってアピールすることも可能だということには一応なるわけです。それで、県外からの生徒さんの受け入れ態勢といいますか、それもやはりある程度1人来てくれるのか、何人来てくれるのかわかりませんけれども、学校の存続がかかっているということになれば、こういう対策も進めなければならないだろうと、私もそのように考えます。ですので、現状あるいはこの先どのような形でこの生徒さんの受け入れ態勢というものをつくっていくのかについて伺いたいと思います。

委員長(松永裕美君) 佐藤教育課長。

教育委員会教育課長(佐藤啓之君) お答えをいたします。

遊佐高支援の会の総会のときにもお話は申し上げましたが、28年の決算には直接出ておりませんけれど も、来年度の30年度からそういう県外志願者の方の受け入れ可能となるということで、県の教育委員会が 決定をいたしましたので、遊佐高校と県立の加茂水産高校の2校だけでありますけれども、そのために私 どもとしても、その県外志願者の方がもしいれば、受け入れ可能となるように何とかやっていきたいとい うことで、体制のほうを整備していきたいと思っているところでありました。その総会のときには申し上 げましたが、まずは県外志願者の募集に係るそのPR活動をやっていただきたいということで、その総会 が終わってからでありますが、公益文科大学の中原先生のほうが県外志願者の受け入れ支援コーディネー ターを担ってくれましたので、その方からまるっと鳥海のときでありますとか、あるいは中原さんの出身 というか、前に関東圏域で仕事をしておった関係で知り合いの方もいらっしゃいますので、豊島区を中心 としてではありますけれども、あとは知り合いの方のほうに遊佐高のパンフレットを持参したり、遊佐高 支援の会のパンフレットを持っていって、周知活動をしていただいているという状況になってございます。 実は、定住のほうと絡みまして、そういう方がいればこちらのほうに体験入学ではないのですけれども、 遊佐の自然をまず知っていただきたいということで、そういう体験の機会を設けたいと思って募集をかけ たのでありますが、今回は志願者がいなかったということでありますので、さらに周知活動は継続して行 っていただくことにしておりますし、また町のほうでは、県の制度としては定員の1割ということに上限 が決まっておりますので、最大でまず40人の定員であれば、4名の受け入れが可能という形になっており ますが、いきなり4名の方からということは、ちょっと容易でないなという気持ちもございまして、まず は1名、2名の方がモデル的に入ってきていただければいいなということでは考えておりまして、そのた めのこちらで暮らすために下宿先を探すということでありますとか、もし決まればこちらでの生活支援の ほうも、その下宿代の一部を負担するような格好で支援をしていきたいというふうに考えているところで あります。

委員長(松永裕美君) 11番、斎藤弥志夫委員。

1 1番(斎藤弥志夫君) 定員の1割までだということで、ということで最大でまず4人までだということのようです。県外から来るということで、非常に来る人も心細いのではないかとも思いますし、またい

ろいろ経費の面でも面倒見ているといいますか、そういう面はあるのですけれども、町内その空き家がいっぱいあるわけなので、空き家だらけだというふうなことにもなっているので、実際500軒もあるわけです、既に空き家が。そのうち入るのが容易でないようだというふうな家が200軒もあると。改築してもちょっと容易でないような家が200軒近くもあるというふうなことなので、その辺少しその住宅も空き家の中からいっぱいあるわけなので、面倒見てあげるような形で、私は空き家の住宅費も無料でいいと思います。まるで無料で、県外から来る人の場合ですけれども、そういう形でぜひ面倒見ていただければなと思いますので、もちろん最大で4人までしか今のところ受け入れないということなわけですけれども、1人でも2人でもとにかく実績をつくっていくという形を目指して、これは継続的に取り組んでいただきたいなと、このように思うところでございます。これはこれで終わります。

次にですけれども、次91ページ、図書館費ですけれども、図書館についてはきのうも質問がありました。 施設管理委託料2,846万円ということになっております。ありましたが、ちょっと違うことについて伺いた いと思います。また、図書館協議会委員というものもあるわけですけれども、まず図書館協議会委員とい うものはどのようなものなのかについて伺いたいと思います。

委員長(松永裕美君) 佐藤教育課長。

教育委員会教育課長(佐藤啓之君) お答えをいたします。

協議会の委員の方につきましては、小学校の校長先生を初めまして、あとは地域の代表の方とか、青少年の代表の方とか、あと教育委員会と図書館の指定管理をしている団体のほうで入っていただいておりますので、委員は6人になっておりまして、28年度については2回ということで、延べ12名の部分として支出をしているところであります。委員総数は7人であります。

委員長(松永裕美君) 11番、斎藤弥志夫委員。

1 1番(斎藤弥志夫君) 図書館の運営について協議するものではないかとは思いますけれども、施設管理委託料が2,846万円ほどですけれども、これはここにかかわっている従業員といいますか、何人くらいいるのでしょうか、今図書館に。

そして、管理の運営体制とはどのようなものでしょうか。

また、利用者も、たしか3万2千何人くらいいたようですし、大体1日100人くらいの方が図書館を訪れると、これはほぼ間違いないようです。ですから、随分利用する人もいるものだなと個人的に思っているのですけれども、この管理委託料の2,846万円、これがどのように算定されているのか、ここをまず伺いたいと思います。

あと、人数です。

委員長(松永裕美君) 佐藤教育課長。

教育委員会教育課長(佐藤啓之君) お答えをいたします。

今現在委託を受けております遊佐ショッピングセンター協同組合のほうでは、一応管理をする館長が 1 名と、それから職員としては臨時の方かわかりませんけれども、五、六名の方が仕事をしていらっしゃる と。はっきりした人数がちょっと後ほど示したいと思いますけれども、これまでの図書館にかかった経費 が町のほうで算出していたものがございましたので、多分そちらの経費をもとに指定管理をする場合に当 然図書館協議会の委員の方の意見も聞きながら、そういった指定管理の金額については定めていたものと

思っております。

委員長(松永裕美君) 11番、斎藤弥志夫委員。

1 1番(斎藤弥志夫君) 過去の運営を例にして、このように定めているということのようでございます。 同じ項目で、工事請負費というのがあります。施設整備工事費が98万円、それから施設補修で58万円、 これはどこをどのように修繕なりしたのでしょうか。

委員長(松永裕美君) 佐藤教育課長。

教育委員会教育課長(佐藤啓之君)お答えをいたします。

施設整備工事費の98万2,584円につきましては、大きく非常用の放送設備の交換ということで、アンプ 交換が96万1,200円かかってございます。それから、フレッツ・VPNの開設工事として2万1,384円をN TTのほうに支払いしていると。それから、施設補修工事費につきましては、南口の非常ドアの改修工事 に58万3,200円かかっております。

以上です。

委員長(松永裕美君) 11番、斎藤弥志夫委員。

1 1番(斎藤弥志夫君) 当たり前の話ですけれども、修繕をしていただいて快適に使っていただきたいと、このように思うところです。

最後のほうになりますけれども、簡易水道のほうでちょっと歳入のところを見ているのですけれども、これ収入、使用料、水道使用料というところで、収入未済額が現年度分だと163万円ほど、それから過年度分が945万円ほどあります。過年度分で945万円もあるということになると、大分それはたまっているのではないかと思われるわけです。これ、私今見ているのは簡易水道のほうですけれども、これは普通の水道のほうの決算書も多分似たような傾向にある……違いますか。

(何事か声あり)

11番(斎藤弥志夫君) 簡水のほうです、今見ているのは。

それで、この過年度分の回収については、特に945万円もあるものですから、これはどのようにまず回収に心がけているのかについて伺いたいと思います。

委員長(松永裕美君) 川俣地域生活課長。

地域生活課長(川俣雄二君) お答えします。

未納者に対しましては、まず当然催告とかそういったことはさせていただいております。その上で、やはりなかなか入れていただけない人、中でも結構月数がたって金額がどんどん膨らんでいるような人、そういった方については、重点的に給水の停止させていただいております。今年度も、既に4回くらい実施をさせていただいておりまして、その成果に対しましても、完全に困窮して費用的な問題でなかなか入れられないという人も中には当然いるかと思うのですけれども、給水停止をさせていただくと、それに応じた形で支払いがされるといったところが現状でありまして、余り本来のやり方ではないのかなと私は思うのですけれども、やはりそういった強制的な手もとって今その未納分を少しでも入れていただくようにお願いしているところでございます。

委員長(松永裕美君) 11番、斎藤弥志夫委員。

11番(斎藤弥志夫君) これ、過年度分で余り払ってもらえないような人については、給水停止をして

いるのだというふうなことです。しかし、現年度分についても、例えば 1 カ月くらいだったら忘れて払っていなかったということはあるかもしれませんが、 2 カ月、 3 カ月くらい連続して支払いがないような場合については、どのような対応をしていますか。

委員長(松永裕美君) 川俣地域生活課長。

地域生活課長(川俣雄二君) もちろん新たな滞納者を出さないためにも、やっぱりそういったところには気をつけまして、小まめに連絡をとる。中には、納めに行けないのだという人もおります。では、伺いましょうということで、こちらで伺う場合もありますし、なるべくそういった小まめな対応をとりながら、新規未納者が出ないように今努めているところです。

委員長(松永裕美君) 11番、斎藤弥志夫委員。

1 1番(斎藤弥志夫君) 特に現年分の支払いがない人については、これをこのままにしておけば過年度分になっていくということです。今既に過年度分になっている皆さん方も、そこから払っていただかなければ、そのまま過年度分として残っていくと、こういうことなわけです。ですから、一般的に言えば現年度分を払っていただかないと、過年度分の未払いがますます膨らんでいくと、普通はこういう形になるであろうと思われます。

それで、課長の話にもありましたが、給水停止にすると払いに来ると、一般的に。そのようです。これ、私はこういうのは全く事務的に対応すべきだと考えます。個人の事情はあるかもしれませんけれども、個人、個人の事情に応じてあなた今金がないから3カ月待つよとか、そんな話をしていたのでは切りがないわけです、実際。ですから、過年度分というのは、もう1年以上払っていないということでしょうから、こういう人については、私は水道は全部とめてもいいと思うのです。全部とめるべきです、これは。それから、現年度分についても、まず3カ月連続して払わなければ全部とめるべきです。給水停止にすべきです。こういう形でやらないと払わない人が必ず出てくると、私はそう考えます。ですから、個別の事情に応じるのは、そういう措置を100%とってから、どうにもならない事情があったときだけ対応すると。むしろそういう形をとっていただきたいと思うのです。そうしないと、この未払いは絶対に解消しないと、私はこのように考えます。ですから、もう全く事務的にやると。3カ月連続して払わなかったら、絶対に給水停止だと。そういう形にしないと、この未払いの問題は解消しないと私は考えます。

水道設備も、設備費がそれなりにかかっているわけです。驚くほどの莫大な金額を使っているわけです。 そういう事情もありますので、水を飲むのはただだなんていう考えは、もともととんでもない間違いなわけで、大間違いなのです、この考え方自体が。水はただでないのです、実際。有料なのです、完全に。考えてみれば、ジュースみたいなものです。似たような面があるので、そういう対応をこれからは事務的にやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員長(松永裕美君) 時田町長。

町 長(時田博機君) 今斎藤委員から簡水で900万円も多いのではないかという話ありましたけれども、 実はもう水道事業会計、企業会計でも2,800万円あると。私就任したときは3,000万円以上あったのです。 3億売らない会社で3,000万円以上が未収金で、資産として残っている。やっぱり比率でいくと、簡易水道 少し手が届かなかったなという思いです。

ただ、料金ですから、時効というのはないのです。いわゆる飲んだ、使った水ですから、商法的にいけ

ば、税金ならば不納欠損できるのですけれども、使っていただいた、飲んだお金の料金ですから、これは未収金いつでも請求していれば元金は残るのです。一番多いとき、1年間1,300万円ぐらいの濁ったとき未収金ありましたけれども、今はそういう点でいけば、年間でいけばかなり努力しているという職員の現状も理解してほしいと思います。私は、自分が就任して最初から、最初の年度末、水道に聞かれたのが給水停止していいでしょうかということでしたので、すぐとめてください。当然のことです、飲んだ水の代金は払っていかなければ。それは、払った人と払わない人と町民で違いが出るのは困るということです。ただ、私の前任者に関しては、16年間1回も給水停止をやっていないということです。自分の名前でなくて、課長の名前で赤紙出せと言ったというような職員からも話聞いていますけれども、そういう積み重ねがやっぱり今のこのような未収金につながった。多分私は、今インターネット公売でこの間も何か電動の自転車2台また町民課の職員がネット公売に出すために、その電動自転車結構いいやつが持っていかれたという人がいたというふうに伺います。多分私は、厳しい町長なのだろうなと、そういう皆さんから見れば。だけれども、負担の公平、それから使った料金の払っていただくというの、それは事業としてやっているわけですから、使った料金はいただくのが当然だと思いますので、斎藤委員の教えをしっかり庁舎内で確認し合いながら進めていきたいと思っています。

以上であります。

委員長(松永裕美君) 川俣地域生活課長。

地域生活課長(川俣雄二君) 今町長のほうから時効がないといった形の話ありましたけれども、一応時効についてはあると。ありますけれども、一応時効はあるのですけれども、考え方としては使用料、もう使ったものですので、それについては、時効の援用という考え方で、本人から請求がなければ、それは時効は成立しないという考え方ですので、やっぱり自分が使ったものについては納めてもらうと、それが基本であろうというふうに私も考えておるところでございます。

また、全部給水停止、3カ月以上は給水停止、過年度全部給水停止、それが本当実現できれば多分収益、未納は確実に減っていくのかなというふうに思いますけれども、現段階では職員の体制等を考えるとなかなか難しく、実施ができる状況にはないということがありますけれども、今後の検討にはやっぱり入ってくるのか。現に、今年度は先ほども言いましたけれども、既に4回実施をしておりますので、その成果もあらわれておりますので、これは確かに委員のおっしゃるような形で検討の課題の一つであろうというふうに考えております。

委員長(松永裕美君) 11番、斎藤弥志夫委員。

1 1番(斎藤弥志夫君) これ、水道料金を払う金があっても払わないと。多分いるのです、これは。いるのです。だから、そんな横着は許さないと。全くその姿勢で臨むべきです。

そして、私が本当に気の毒だと思うのは、払わない人もそうなのですけれども、これに携わる役場の職員がかわいそうです。全くかわいそうです。事務的に対応していいものなら対応すればいいのだと、そのとき。これは、こういうふうな一応役場内の決まりでこういうふうに対応することになっているから、私は水道の係だけれども、あなたのところに水をとめますよと。こういうことになっているのだからとめますよと、やればいいわけです。ところが、それがやれない状況になっているとすれば、そこはその職員の考え方とか裁量とかに若干でも任せられている部分があると、あなたがとめたのではないかと、職員の中

で。こういうことは、私は役場全体の管理としても非常にぐあいが悪いことだと思います。その行為の責任は、では誰にあるのかということになるわけです。それが実際とめに行った人のその職員にあるとすれば、私は大変な問題だと思います。これは、こういう人はストレスチェックで大きなチェックつきます。こういうところからもストレスがたまるのではないですか。だから、一番大変な決断は町長がしなければならないと思いますけれども、税の公平性とかから考えていって、とめてもいいのだという姿勢を町長がみずから職員に示さないと、職員がやり悪くてしようがないでしょう、これは。それ、実際やるかやらないかがその個人の職員に任されているような状況だとすれば、その職員が余りにもかわいそうです。役場に来たくないような職員になられても困るわけなので、そこはちゃんと説明してあげて、業務としてこうやるのだと説明をちゃんとしてあげておいて、こういうことをやってくださいねと、こういう形で取り組んでいただきたいのです。そうしないと、役場内変になるわけです。業務としてやるのだと、こういうふうなことをやるように町長とか課長のほうからみんな指示が来て、私はそれに基づいてとめに来たのだと。文句があるなら町長に言えと、こういう形でやれるわけです、それだったら。いるでしょう。

ですから、本当ざっとした目安で、3カ月払わなかったらもう払う気はないのです。だけれども、自分の車にはガソリンは満タンに詰めると、こういうタイプなのです、ほとんどが。横着なのです。ですから、もうとめて払わせると、こういう形にぜひ確立していただきたい。そうすれば、課長も悩まなくてもいいし、そのもとで働いている職員も何も悩む必要ないわけです。こういうふうなことでやるようになったのだと。だから、払ってくださいよと、そういう形でやれるので、ぜひそういう形をつくっていただきたいと申しまして、私の質問は終わります。

- 委員長(松永裕美君) 11番、斎藤弥志夫委員への答弁漏れございましたので、教育課佐藤課長のほうか ら説明いたさせます。
- 教育委員会教育課長(佐藤啓之君) それでは、先ほど斎藤委員のほうからありました図書館の職員体制 について答弁保留しておりましたので、説明をいたします。

図書館の職員については、非常勤の館長が1名と、あと8時間勤務の司書が1名、それから8時間勤務の職員が3名ということで、それとあと6時間パートが3名ということで、合計8名の方が勤務をしているという状況でありました。

委員長(松永裕美君) これにて11番、斎藤弥志夫委員の質疑は終了いたしました。 ほかに質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

委員長(松永裕美君) ないようですので、これをもって質疑を終了します。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

委員長(松永裕美君) ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

お諮りいたします。本特別委員会に審査を付託されました認第1号 平成28年度遊佐町一般会計歳入歳 出決算、認第2号 平成28年度遊佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、認第3号 平成28年度遊佐町 簡易水道特別会計歳入歳出決算、認第4号 平成28年度遊佐町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、認 第5号 平成28年度遊佐町地域集落排水事業特別会計歳入歳出決算、認第6号 平成28年度遊佐町介護保 険特別会計歳入歳出決算、認第7号 平成28年度遊佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、認第8号 平成28年度遊佐町水道事業会計決算、以上8件について、これを原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

委員長(松永裕美君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

それでは、本会議に報告する案文作成のため、各常任委員会及び議会運営委員会の委員長は直ちに委員会室にお集まり願います。

案文作成が終了するまで休憩いたします。

(午後2時59分)

委員長(松永裕美君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後3時30分)

委員長(松永裕美君) 報告文の案文ができましたので、事務局長をして朗読いたさせます。

富樫議会事務局長。

局 長(富樫博樹君) 報告書案文を朗読。

委員長(松永裕美君) 本特別委員会の審査の結果につきましては、ただいま局長朗読のとおり本会議に 報告することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

委員長(松永裕美君) ご異議なしと認めます。

よって、局長朗読のとおり本会議に報告することに決しました。

これをもって決算審査特別委員会を閉会いたします。

ご協力まことにありがとうございました。

(午後3時33分)

遊佐町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名し提出します。

平成29年9月15日

遊佐町議会議長 堀 満 弥 殿

決算審査特別委員会委員長 松 永 裕 美